
◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、川端君、3番、志田君を指名いたします。

◎一般質問

○議長(福島尚人君) 日程第2、一般質問を継続いたします。

12番、畑端君。

[12番 畑端憲行君質問者席へ]

○12番(畑端憲行君) おはようございます。それでは、通告に従いまして、私は2件の質問をさせていただきます。

まず、1件目は新ひだか町の人口減少対策についてでございます。先日道が発表しました2020年国勢調査の速報値では、昨年10月の道内総人口は522万8,855人で、5年前の前回調査より15万2,848人、2.8%の減となりました。日高管内の人口も2015年の前回調査と比べて5,625人減少し、8.2%減となりました。当町も、人口減少数では管内で最大で1,709人減少してございます。そこで、人口問題研究所等の人口推計では北海道は全国より早いペースで人口が減っており、現在の526万人から2040年に428万人まで減ると予想されております。当町も地域経済分析システム等による人口推計では現在の人口2万1,400人が2030年には1万9,180人、10.4%減で、そして2040年には1万6,130人、24.6%減と激減が予想されております。人口減少、少子化問題は、今日やれば明日結果が出るようなものではありません。早く取り組めば取り組むほど効果が期待できる可能性がございます。新たな地方創生、人口減少克服に向けた対策として注目を集めているのが関係人口という考え方もあります。また、昨年3月に新ひだか町人口ビジョン改正版が示されまして、目標値を設定し、取り組まれておりますが、次の3点についてお伺いしたいと思います。

まず、1点目として、人口推計に基づいて町政運営を行うとなれば、当町としてどのような対応、政策等を掲げて人口減少問題に取り組んでいくのか、その方向性をお伺いしたいと思います。

2点目として、人口減少には自然的要因、出生数引く死亡数、それと社会的要因、転入引く転出、がございまして、当町の人口減少を抑制するためにはこの2つの要因に対してどのように対処すべきと考えるのかをお伺いしたいと思います。

そして、3点目として、地方創生において定住人口、交流人口の拡大などが中心的な施策になっておりますが、今観光でも定住でもない地域外の人々との多様なつながり方を考える関係人口という考え方が注目されております。当町では、関係人口についてどのようなお考えを持ってい

るのか、またどのような取組を行っているのかをお伺いしたいと思います。

次に、2件目は教育行政に対する教育長の所信についてでございます。教育長が就任されて2か月半が経過しようとしておりますが、この4月に就任されるまで学校現場で教諭、教頭、校長として長年にわたり管内9校の小学校と途中で義務教育指導監として日高教育に勤務してございます。その間の経験等からどのような考えで本町の教育行政に当たられるのか、次の3点についてお伺いしたいと思います。

まず、1点目は教育長は就任の抱負において町の将来を支える心豊かな人づくりのために新ひだか町で学んでよかったと思える教育環境の実現に努めたいと述べておりますが、具体的にお伺いしたいと思います。

そして、2点目としては学校はもちろん社会教育も重要であると考えますが、学校教育同様に社会教育に対する方針についてもお伺いしたいと思います。

最後の3点目になりますが、教職員の働き方改革については働き方改革アクションプランの見直しを図りながら推進とのことでございますが、学校教育の充実のために働き方改革は新教育長としてどうあるべきかをお伺いしたいと思います。

以上、2件の質問をさせていただきます。どうかよろしく御答弁のほどお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 柴田企画課長。

[企画課長 柴田 隆君登壇]

○企画課長(柴田 隆君) おはようございます。それでは、畑端議員からの御質問のうち大きな項目の1点目、新ひだか町の人口減少対策について御答弁申し上げます。

まず、1点目の人口推計に基づいて町政運営を行うとなれば、当町としてどのような対応、政策等を掲げて人口減少問題に取り組んでいくのか、その方向性を伺うということでございますが、議員がおっしゃるとおり、人口減少は日本全体で急激に進行しているわけでありましたが、国立の社会保障・人口問題研究所による最新の推計では、畑端議員の通告書の記載よりもさらに厳しい内容になっているところでございます。具体的に2030年の当町の人口は1万9,180人から1万6,817人に、2040年の人口推計は1万6,130人から1万2,950人に大きくマイナス修正されているところでありまして、推計どおりに人口減少が進めば、現在当町には2万1,000人ほどの人口がおりますが、今後20年足らずの間にその約4割、これが消滅することとなりまして、新ひだか町が誕生した平成18年との比較で考えますと、人口が半分以下になってしまうという危機的な状況でございますので、町政運営にとっても地域経済にとっても非常に厳しい時代を迎えることになるものと認識しております。このような情勢の下、当町では令和2年3月に新ひだか町人口ビジョンを改定し、2040年における人口を1万5,000人以上とすることを目標として掲げるとともに、それを実現するための戦略として第2期新ひだか町創生総合戦略を策定してきたことは議員も御承知のことと存じます。そこで、政策等の方向性という御質問でございますが、第2期新ひだか町創生総合戦略の中では、人口減少対策に係る政策の方向性として4つの基本目標を掲げているところでございます。基本目標1は新ひだか町の未来を牽引する人づくり、基本目標2は新ひだか町の魅力発信と町に関わる人づくり、基本目標3は未来を担う若い世代の希望実現と親子の絆づくり、基本目標4は人口減少下でも心豊かに暮らせる地域づくり、これら4つの基本目標に基づき各種政策を展開し、その成果を一つ一つ積み重ねることにより2040年における人口を1万5,000人以上にしていくことを目指しているところであります。

次に、2点目の人口減少には自然的要因と社会的要因があるが、当町の人口減少を抑制するためにはこの2つの要因に対してどのように対処すべきだと考えるのかということでございますが、まず自然的要因の対処としましては基本的には出生数を増やす取組になりますが、具体的な施策としましては安心して子どもを産み育てることができる環境のため子育て世代包括支援センターの設置による各種サポート体制の構築、また、子ども医療費の無償化による子育て世代への経済的支援、さらには町内における婚姻促進を目的とした婚活イベントなどに取り組んでいるほか、一方では高齢者を含め予防の充実を図りながら生きがいを持った長寿命対策にも取り組んでいるところでございます。

次に、社会的要因につきましては、基本的には人口流出の抑制、それと新たな人口の獲得、この2つを大きな柱とした取組になりますが、人口流出の抑制に関する施策としましては、ふるさと納税制度を活用した地場産品の販路拡大対策やドリカム推進事業による特産品開発等への支援、また投資事業に係る地元優先発注など町内における仕事量を確保するための取組のほか、医療従事者への奨学金制度によるUターン就職の奨励や地元企業に対する新規採用奨励金制度など町内出身の働き手を地元企業への就職に結びつけるための取組も展開しているところでございます。さらに、子どもたちに生まれ育った町への愛着や地域の産業への興味を持ってもらうことを目的として、うまキッズ探検隊などの馬を通じた人材育成活動や小中学校によるふるさと教育活動などに取り組んでいるところでございます。一方、新たな人口の獲得に対する施策としましては、ちょっと暮らし体験事業を軸とする移住促進対策、新規就農者の獲得に向けた研修制度や各種支援事業などに取り組むほか、交流人口や関係人口を獲得するため我が町における貴重かつ最大の観光資源である二十間道路桜並木の保全活動や祭り、イベント等の開催、インターネットを積極的に活用した町内外へのPR活動などに取り組んでいるところでございます。また、全般に関わるものとして、庁内における情報通信網の整備や公共交通網の構築など時代に即した住環境の整備にも努めているところでございます。

最後に、3点目の町として関係人口についてどのような考えを持っているのかという御質問でございますが、関係人口とは移住等による定住人口でもなく、観光に来るような交流人口でもない、地域と対応に関わる人々を指す言葉でありまして、地方創生の推進には欠かせないピースの一つとして国もその重要性を述べているところでございます。当町に置き換えて考えますと、例えばちょっと暮らし体験事業による短期移住者、ふるさと納税という形で町を応援してくれる方々、災害発生時にボランティアとして駆けつけてくれる方々など町民として住民登録はしていないものの、様々な形で町と深い関わりを持ち、貢献していただけるような方々が広く関係人口であると認識しているところでありまして、町としましても非常に重要な存在としてその確保、拡大に努めているところでございます。具体的な取組としましては、先ほども御説明したちょっと暮らし体験事業を軸とする移住促進対策やインターネットを積極的に活用したPR活動などであり、これらを通じ町外の方々に新ひだか町の魅力などを知ってもらいながら、様々な形で町を支えていただけるような関係性を構築することを目指して取り組んでいるところでありまして、また近年ではIT技術の進化や働き方改革、さらには新型コロナウイルス感染拡大に伴う在宅勤務の推進などにより都会を離れ、観光地や避暑地などで余暇を楽しみながらテレワークを活用して仕事をするというワーケーションというスタイルを選択する方々が全国的に増えている状況にありますことから、ワーケーション先として新ひだか町を選んでもらえるような環境整備にも取り

組んでいるところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 久保田教育長。

〔教育長 久保田達也君登壇〕

○教育長(久保田達也君) 畑端議員からの御質問の大きな2点目、教育行政に対する教育長の所信についての1点目、新教育長就任の抱負において町の将来を支える心豊かな人づくりのために新ひだか町で学んでよかったと思える教育環境の実現に努めたいと述べているが、具体的に伺いますについて御答弁いたします。

3月11日の第1回町議会定例会におきまして、私が新教育長として承認をいただき、決意を述べさせていただきましましたとおり、令和3年度の教育行政執行方針を踏まえ、本町の教育目標である町の将来を支える心豊かな人づくりのため、様々な教育課題に全力で取り組んでまいり所存です。議員の御質問にあります新ひだか町で学んでよかったと思える教育環境の実現に努めるとは、新ひだか町で学ぶ子どもたちや町民の皆様が学ぶことに対して楽しみや満足、生きがいを感じられるような教育の充実を図ることにあります。特に学校教育におきましては、子どもたちが急速に変化する社会に対応し、困難を乗り越え、将来をたくましく生き抜くために必要な資質、能力を育むことが大きな課題となります。そのため、各学校においては特に1人1台のタブレット端末をはじめとするICT機器の有効な活用を図り、教師が教え込む受け身の授業から子どもが進んで課題に取り組み、仲間と協力し合いながら考え、学習を深める主体的、対話的で深い学びの授業改善に重点的に取り組んでまいります。また、子どもの学びの足場としてふるさと、新ひだか町の人や教育資源を積極的に活用し、子どもが楽しく体験的に学ぶことができるふるさと教育を推進してまいります。私は、町民や町の将来を支える子どもたちの学びにとって何が最善なのかをよりどころにしながら、新ひだか町教育委員会教育長としての職責を果たしてまいります。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、御質問の2点目、3点目については担当課長から答えさせます。

○議長(福嶋尚人君) 大久保生涯学習課長。

〔生涯学習課長 大久保信男君登壇〕

○生涯学習課長(大久保信男君) 御質問の2点目、学校はもちろん社会教育も重要であると考えますが、学校教育と同様に社会教育に対する方針について伺いますについて御答弁申し上げます。

新ひだか町の社会教育の推進につきましては、令和3年3月に令和3年度から令和7年度までの5年間の計画を定めた第三次新ひだか町社会教育中期計画を策定させていただき、これに基づき令和3年度年次計画を定めて、本町の社会教育事業を進めているところでございまして、社会教育事業を所管する担当部署においては町の将来を担う子どもたちをはじめ町民の方々が生涯を通して心豊かに生きがいのある生活を送ることができるよう関係機関と連携しながら学習機会の確保と学習環境の充実努めてまいります。そのためには各社会教育施設を中心に学校や各種活動団体とのつながりを一層努めていくことが大切となってまいりますし、このことにより幅広い世代の学習ニーズを把握して、町民が生き生きと学び合える多様な学習を展開することが求められますことから、公民館や各種体育施設、また図書館や博物館などの社会教育施設におきましても日々変化する社会の状況に対応しながら、町民の学習意欲にお応えできるよう尽力してまいります。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 田口管理課長。

[管理課長 田口 寛君登壇]

○管理課長(田口 寛君) 御質問の3点目、教職員の働き方改革について、働き方改革アクションプランの見直しを図りながら推進とのことであるが、学校教育の充実のための働き方改革はどうあるべきかにつきまして御答弁いたします。

学校における働き方改革の推進においては、教職員の多忙化が依然として解消されていない状況にあることから、教職員が健康で、しっかりと子どもと向き合う時間を確保できるように学校における働き方改革に向けた取組を一層推進する必要があると考えております。このため、道教委から示された取組の方向性を基に当教育委員会としましては平成30年12月に学校教育の充実を図るため教職員本人が健康であるとともに、生き生きとやりがいを持って職務に精励し、教育活動に専念できる環境の整備が必要であるとの認識の下、新ひだか町立学校における働き方改革アクションプランを策定したところであります。このアクションプランでは教育委員会の役割、学校の役割のほか、具体的な取組内容を記載しておりまして、このうち教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備として、特別支援教育支援員の増員、北海道教育委員会が実施するスクールサポートスタッフの導入など人的支援のほか、北海道公立学校校務支援システムや指導者用デジタル教科書などICT環境の整備、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるコミュニティ・スクールの導入など具体的な取組を進めているところであります。しかしながら、昨年新型コロナウイルス感染症による一斉臨時休業など過去に経験したことのない状況の中で、子どもたちの学びの保障のため教職員が一丸となって学校教育活動を継続しており、単に勤務時間の長さだけでははかれない心理的な負担感は増加しているものと考えております。このようなことを踏まえ、アクションプランの確実な実施と併せて国や道における各種制度改革の動向を注視しつつ、当町の実情に応じた働き方改革をより一層推進するためアクションプランの見直しをはじめとした施策に引き続き取り組み、学校教育の質の向上を進めてまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 12番、畑端君。

○12番(畑端憲行君) ただいま2件に対する御答弁ありがとうございました。

それでは、何点かの再質問させていただきますが、まず1件目の新ひだか町の人口減少対策についての質問させていただきますけれども、先ほどからこの人口減少対策についてはいろいろな観点から詳しく答弁させていただきました。理解しているところでございます。その中でも1、2点お聞きしたいわけですが、1点目の人口推計に基づいた当町の方向性については答弁いただきましたけれども、私が調べた人口数は実は地方経済分析システムから参考にして述べたものでございまして、先ほど課長が述べて、答弁したように、2030年、2040年の人口数が私の調べたものと若干違っていたということですが、さらに減少しているということになれば、なおさら厳しいということになるわけです。それで、第2期新ひだか町創生総合戦略の中の4つの基本目標は存じてございますけれども、特に私が憂慮すべき点は、当町の生産年齢人口、いわゆる15歳から64歳までの方の動向でございまして、今年度ですか、今年度の町政執行方針にも町長が述べておりますように、町の活性化となる生産年齢人口層の多くが町外に流出されている、あらゆる手法を視野に入れながらきっかけとなる機会やその仕組みづくりをつくっていきたくないと述べてございますが、今現在どのような仕組みづくりをされているのか、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 柴田企画課長。

○企画課長(柴田 隆君) 町政執行方針で述べておりますあらゆる手法という部分でございますが、これは町政執行方針の中で、現在人口減少の中で最も懸念しているのが財源と人的資源の減少ということの中で、この人的支援をやはり町を守り立てていくためには育成、確保しなければならないということの中で、様々な活動の核となるような人をどのように確保していくかということの中で考え方を述べたものでございます。現在はいろいろ取決めをしながら、さらに今後も研究を続けてまいりたいと思っておりますが、具体的にということでございますので、例えばドリカム推進事業ですとか、事業者による新たな取組を行政として後押しする、また移住定住の促進などで実際に町内で起業されている方も御覧になったことあると思っておりますけれども、新しい方を入れることで新しいうねりを起こすですとか、あとは関係人口、様々な形で関わり持ちながら町に新しい動きが出るようなことを繰り返し続けていきたいというふうに考えております。

○議長(福嶋尚人君) 12番、畑端君。

○12番(畑端憲行君) 分かりました。そういったことでその仕組みづくりからそういった人口減にならないような対策を、それを含めて考えていただきたいというふうに思っております。

それで、人口問題研究所の資料によれば、当町の生産年齢人口の今後の予想を申しますと、合併時の2006年の1万6,800人に対して2030年は1万40人というふうになり、40.4%の減少ということでありまして、また2040年には7,980人となりまして、合併市と比較すると52.6%の減少ということで、予想になっております。このように生産年齢人口が急速に不足していきますと、町の活力となる年齢層が減り続ければもちろん町の衰退が必至となるわけでございますが、新ひだか町の第二次総合計画の基本構想にもこれらを重要課題の一つとして挙げられておりまして、重点として挙げておりまして、創意工夫をしていくことが重要ということになっておりますけれども、その点についてどう考えているのか、もしその辺ちょっとお答えいただければと思っておりますが、よろしく申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) 柴田企画課長。

○企画課長(柴田 隆君) 今議員おっしゃった生産年齢人口、この減少は当町も以前から非常に深刻な問題であるということで捉えてございます。壇上でも申し上げました第2期総合戦略の中でも、基本目標1の未来を牽引する人づくりの中でこの生産年齢人口をできるだけ減らさない、具体的に申しますと、令和6年度末の段階で1万人を切らない状況を目指していこうとしてございます。これまで新規就農者の獲得ですとか起業、事業継承に向けて研究ですとか、先ほど来申し上げておりますドリカム推進事業ですとかふるさと納税ですとか、あらゆる機会を通じながらそのような環境を整えているところでございます。しかしながら、現状生産年齢人口の実情を申しますと、平成30年度末の生産年齢人口1万2,125人だったものが年々減っています。令和元年度末では1万1,857、ここで初めて1万2,000人を割りました。令和2年度末、つい先日ですけれども、1万1,512人ということで、大体300人前後の減少の中で減ってきている状況でございます。また、一方各年代の人口見てみますと、40代、30代、20代、年齢が下がるほど数が少ない状況にあります。つまりさらに出生数も落ちていきますので、どんどん先細っているような状況にございますので、ここに何らかの改善を加えられなければ生産年齢人口はおのずとしぼんでいくのかなというふうに考えておりますので、引き続き取組を強化していきたいと考えています。

○議長(福嶋尚人君) 12番、畑端君。

○12番(畑端憲行君) 分かりました。

次の、次2点目の自然的要因及び社会的要因に対すること質問ですが、先ほど答弁いただきましたように、人口減少対策の一つには結婚、出産、育児支援、そして人口流出防止のための地域経済振興策としての地場産業の支援とか、企業誘致もありますけれども、そういったことも考えられますので、それらを含めて人口流出の抑制を図っていただきたいと思います。それで、今回の国勢調査の速報値の発表では、当町は新聞等の取材に対しまして出生数の減少や若者の転出が増加している、この結果について問題視しており、婚姻に向けた、先ほどもちょっと話出しましたけれども、婚活イベントや雇用対策として民間企業への補助事業を進めたいと答えております、取材に対してです。先ほど答弁ありましたけれども、この婚活イベントに対して、今年は別にしましても、今後そういったことを積極的にやられるのかどうか、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 中村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中村英貴君) 婚活イベント、婚活支援についての御質問ということで私のほうから御答弁させていただきますけれども、婚活イベントに関しては合併後28年と令和元年度に実施しておりますけれども、特に直近の令和元年9月に実施しております、このときは民間の方、有志を募って、実行委員会形式でやっております。そのとき地元の男性40人に対して町外からの女性40人ということで、合計80人の方を対象に実施をさせていただいて、26組のカップルが成立したということで、非常に好評で、パーセンテージにすると65%カップルが成立したということで、その後実際に婚姻をされて、当町に住まれて、籍を入られたという方もいらっしゃるというふうに聞いてございます。そういった実績もございますので、今後も当町でも、またどのような形にするかは今まだ検討中ではありますが、この新型コロナウイルス感染症の状況見ながらイベント形式がいいのか、またその他の支援の、いろんな様々な婚活支援のやり方はありますので、その辺を今内部で検討しているというような状況にございます。

○議長(福嶋尚人君) 12番、畑端君。

○12番(畑端憲行君) 今御答弁いただきましたけれども、やはり結婚、出産ということが人口増にもつながるわけですから、今言ったように、婚活イベントといったものをできるのならそういうふうにしていく対策もぜひ必要かと思っておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

次に、3点目の関係人口についてでございますが、この人口減少が進む地域をいかに活性化させるかという国の政策、すなわち地方創生においては観光振興による交流人口の拡大と生活環境などによる定住人口の獲得が中心的な施策になっておりますが、先ほど答弁でもございましたちょっと暮らし体験事業を軸とする移住促進対策とか、インターネットによるPR活動等もそうでもありますけれども、質問_____でも述べましたように、関係人口づくりの取組があります。例えば上士幌町の応援人口増加プロジェクトというのがありますが、ここはふるさと納税をきっかけに上士幌町を第2のふるさととして交流イベントに参加したり、応援人口を増やす原動力になっているということも例もありますし、また夕張市などについては夕張ライカーズといって全国の夕張出身者、夕張ファン、夕張応援団、ふるさと納税者で関係人口を増やしております。その点当町もそのようなことを参考にしながら関係人口を少しでも増やし、活性化につなげることも考えるべきでないかと思っておりますけれども、その点どんなものでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 中村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中村英貴君) 今のお話でございますけれども、町の応援団というか、ファンづくりということかと思っておりますので、私のほうでお答えさせていただきますけれども、町のファンづくりというのは非常に様々な方法があるかと思っております。今議員おっしゃられたような上士幌ですとか夕張市が取り組んでおられるようなふるさと応援寄附等を活用した、そこからつなげるというような手法ももちろんあるかと思っております。うちの町もふるさと応援寄附については単なる寄附金の額の獲得ということではなくて、町の特産物とか、それから町のいろいろなサービス、宿泊とか、そういうものをきっかけとして町に興味を持っていただいて、継続的にお付き合いをしていただきたいという、そこが一番の根本、それがふるさと納税の基本だと思っておりますので、リピーターの方を大事にしていきたく思っていますし、それからまたそれ以外についても例えばサポート大使ですとかふるさと大使、合わせて14人の方に任命させていただいて、今も活動していただいておりますし、企業版ふるさと納税といった形で個人だけではなくて、企業の方にも応援をしていただいていたたり、それから新たな取組としては今北海道と連携して事業を進めようとしておりますワーケーション、北海道はワーケーション、仕事とバケーション、休暇を兼ね備えたそういう環境に非常に適しているというところがありますので、北海道自体も非常に力入れていきたいというところがありますので、うちの町もそこ力入れていきたいと思っておりますし、様々なそういった形で関係人口、町のファンづくりに取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長(福嶋尚人君) 12番、畑端君。

○12番(畑端憲行君) 今御答弁いただきましたけれども、ふるさと納税等、そういったことをきっかけにして関係人口を増やすということは二重の成果というか、そういうこともありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。この1件目については、これで終わりたいと思っております。

次に、2件目の教育行政に対する教育長の所信についての再質問していただきますが、先ほど教育長から経験踏まえての教育行政に対する考え方をお教えいただきまして、ありがとうございます。それで、1、2点お聞きしたいのですが、久保田教育長は教育は人づくりであり、人づくりはまちづくりと本町教育の基本と目標を述べておられます。基本的には、先ほど御答弁いただきましたが、令和3年度の教育執行方針を引き継ぐ考えで取り組まれるということでございます。学校教育の充実として学力向上に関する関係については昨日もこれからも同僚議員が申し上げますので、私は省略いたしますが、私は特に将来の町の担い手と地域の発展に貢献しようとする心構え、いわゆるふるさとへの愛着のためのふるさと教育が必要というふうに思っております。このふるさと教育について、教育長の答弁でも言われました、教育資源を活用した体験教育と言われましたが、教育長の人づくりの観点からどのようなことなのか、その点お聞きしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 久保田教育長。

○教育長(久保田達也君) ただいまのふるさと教育の御質問について私の考え方、ちょっと述べさせていただきます。

議員御指摘のように、ふるさと教育は地域の人材だとか教育資源を子どもの学習に生かして、ふるさと新ひだか町への愛着だとか誇り、そして今求められている未来社会に生きる資質、能力をその中で育てていく教育、あるいは学習として捉えております。御質問の地域の教育資源としましては、新ひだか町の自然だとか歴史、文化、産業、町にある体育、文化施設、地域のイベントや行事、そういった子どもの身近にある多様な学びの場だとか機会が考えられるかと思っております。

それらを通して体験的に学ぶ学習は、子どもの学びを深めていく上で大変重要な学習であるというふうに認識しております。具体的に言いますと、例えばライディングヒルズを活用した乗馬体験だとか馬に関する学習、町内にあるいろいろな企業での職場体験学習、各施設の見学だとかそこにおける調べ学習、地域の人からお話を聞いて学ぶ活動だとか、例えば農業なんかと一緒にやる体験活動、そういった学習などを社会科だとか理科、学校でいえば、道徳、あと特別活動、総合的な学習時間、中には学校行事等でも行うことができるかと思うのですが、そういった学習を通してふるさと教育の一層の充実を図っていくよう学校のほうに指導してまいりたいというふうに考えております。よろしく御理解ください。

○議長(福嶋尚人君) 12番、畑端君。

○12番(畑端憲行君) 教育長の考え方、よく分かりました。教育行政と教育環境、先ほども冒頭申し上げております教育環境、教育行政と教育環境が一体となったのが本来の教育の在り方だと私は思っております。それで、学校と地域との連携の推進、これも教育環境になると思うのですが、学校と地域との連携の推進を図ることから、実は一昨年、元年の11月ですか、一昨年、新ひだか町学校運営協議会規則を制定して、令和2年度中に全ての学校でコミュニティ・スクールを導入することを目標としているということですが、2年度中に全ての学校でということでは、地域に開かれ、地域と共にある学校づくりを推進することで、実は昨年の12月に総務文教常任委員会でもコミュニティ・スクールの導入に向けてよりよい仕組みづくりができるように政策を提言しております。それで、先ほどお話ありましたように、これらについて新型コロナウイルス感染症の感染の影響があるということ申しましておりますけれども、今現在これらのことがどの程度進んでいるのかお聞きしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 田口管理課長。

○管理課長(田口 寛君) お答えしたいと思います。

議員述べられたように、昨年度なかなかコロナ禍という中で具体的な活動まではいかなかったのですが、目標に定めておりましたコミュニティ・スクールの発足ということで、全ての学校でコミュニティ・スクールを発足することができました。今年度につきましては、学校の一部においては登下校時の見守り活動などで一部分活動が既に展開をされてきているというところもあるのですが、今後につきましては各学校の運営協議会におきまして具体的に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。なかなか5月、6月も新型コロナウイルス感染症の関係もありましたので、ちょっとまだ進んでいないところもありますけれども、今後進めていきたいというふうに考えております。また、教育委員会といたしましては、地域と学校が連携しながら創意ある取組、これを推進していかなくてはならないというふうに考えておまして、具体的には相談体制、それから具体例の紹介なども学校にしながらサポートをしてまいりたいというふうに思っておりますし、既に生涯学習の人材バンク制度、これの活用もできるようになっておりますし、地域と学校をつなぐパイプ役として教育委員会としてもコーディネーターというのですか、そういう機能を果たしていきたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 12番、畑端君。

○12番(畑端憲行君) 新型コロナウイルス感染症の影響等々、あまり進んでいない部分もあるけれども、一部を進めさせていただいているということですので、総務文教常任委員会でも提

言わせていただいていますので、そこら辺を部分的にクリアしながらぜひ進めさせていただきたいと思います。

次に、社会教育の関係になります。答弁でもございましたように、今年度から令和7年度までの5年間第三次新ひだか町社会教育中期計画に基づき実施されているわけですが、それで生涯学習事業に併せてICT教育も触れておりますけれども、このICT活用した事業の開発と言われていますが、事業の開発とはどのようなことかをお聞きしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 山口生涯学習課参事。

○生涯学習課参事(山口理絵君) それでは、ICTを活用した事業の開発、そして充実についてということで、社会教育といたしましてはコロナ禍の新しい日常におきましても町民の学ぶ機会ですとか、そういった状況を絶やさないように芸術、文化、またスポーツなどの各種講座情報について町のホームページやツイッターなどの積極的な活用を進めております。また、昨年開設いたしましたユーチューブ、新ひだか「まなび」チャンネル、こちらには現在15本の動画を配信しておりますけれども、さらなる充実を図るために現在社会教育や体育授業の活動報告、また博物館、図書館などの社会教育施設の紹介、また町内の生涯学習を実践する個人や団体の方の紹介動画というものをつくる計画をしております。さらに、この動画を撮影する際には、青少年のリーダー養成事業というのがございまして、こちらに参加している町内の子どもたちにもナレーションや動画撮影に挑戦してもらうという取組をしております。また、こうしたユーチューブ見るだけではなく、やはり動画を見ながら御家庭でも体験学習ができるものとして考えておりますので、その学習の振り返りとしてユーチューブを見て学習した感想ですとか、また体験している様子をメールなどで投稿していただくという、そのような取組も始めているところでございます。このほかにもオンライン会議アプリを使った家庭教育事業、またこれから文化芸術事業も計画しております、今後もICTを活用した事業の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 12番、畑端君。

○12番(畑端憲行君) よろしくお願いいたしたいと思います。

最後に、3点目の教職員の働き方改革について伺いたいと思います。3月定例会での教育長の教育行政執行方針ですか、この中で教職員が健康で生きがいを持って教育活動に専念できるよう新ひだか町立学校における働き方改革のアクションプランの見直しを図りながら推進することということでございますけれども、教職員一人一人が誇りを持って働くことができるようになることがひいては児童生徒の教育にもよい影響を与えて、還元されるものというふうに思っておりますけれども、そこで30年度に策定されたこのアクションプランはどのように、あるいはどの程度見直しされて、学校における働き方改革を推進していくのかをお伺いしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 太田管理課主幹。

○管理課主幹(太田康紀君) このアクションプランの見直しにつきましては、令和2年の5月に新ひだか町の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則というものを施行してございまして、教職員の健康及び福祉を確保することによりまして学校教育の水準の維持、向上を目指すというところを記載してございます。この中においては、教職員の時間外在校等時間ということで月に45時間、年360時間を上限とするように教育委員会としては業務量の適切な管理を行うこととしてきてございまして、基本的にはこれを目標とした内容に見直しを図っていただいております。ただ、当初のアクションプランで目標としておりました部活動休養日、変形労働時間、定時退勤日、学

校閉庁日などの取組は既に実施できているところがございますので、こちらについては見直しのほうから既になくしているというような状況でございます。また、去年の取組としまして、校務支援システム、デジタル教科書、ICT、コミュニティ・スクールなど当初は導入に向けた調査研究を行うというふうな30年12月にしていたものでございますけれども、既に整備は整っておりまして、こちらについては環境の整備から今後は活用促進という形で段階を移行させるような見直しを図るということになってございます。

○議長(福嶋尚人君) 12番、畑端君。

○12番(畑端憲行君) 分かりました。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。10分程度休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時44分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

5番、北道君。

[5番 北道健一君質問者席へ]

○5番(北道健一君) おはようございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。質問事項は2点あります。

1つ目は、絵になる魅せるまちづくり事業についてでございます。令和3年度の絵になる魅せるまちづくり事業の花いっぱい運動実施に向け、農業実験センター等で配付する花の苗を春より育てていました。5月中旬頃、配付を待っていた関係団体に町より花いっぱい運動の中止と併せて花の苗配付を中止するとの通知があり、中止を知った団体の多くからなぜ花の苗を配付しないのかと多くの問合せがありました。各団体は花いっぱい運動に賛同して、町内の数多くの場所に花の苗を植え、環境をよくする活動を行っております。移植苗の配付を中止したことを含め、次の事項について町の考えを伺います。

1つ目は、何を根拠に花の苗配付を中止したのか伺います。

2つ目は、コロナ禍の中でも感染対策の行える団体に花の苗を配付できなかったのか伺います。

3つ目は、配付を中止しても丹精込めて育てた花の苗を有効に利用しないのか伺います。

4つ目は、コロナ禍の緊急事態宣言中でも感染予防を考えた事業の取組ができなかったのか伺います。

次に、2点目はコロナ禍の中で桜まつりを実施したことについてです。本年4月30日から5月5日までの6日間、第58回しずない桜まつりが開催されました。新型コロナウイルス感染症対策を講じての実施でしたが、多くの町民からは開催前から中止するべきとの意見がありました。その結果とは限りませんが、開催後当町で多くの新型コロナウイルス感染症の感染者が発生しました。桜まつり開催の実行委員長は町長であり、開催には町職員が多く携わっております。コロナ禍の中で実施された桜まつりについて、次の事項について町のお考えを伺います。

1つ目は、桜まつりを中止する考えはなかったのか伺います。

2つ目は、会場での飲食は中止しましたが、農業高校の出店、催事者による食品等の販売が行われましたが、感染症対策は十分であったのか伺います。

3つ目は、農業高校の特産品販売出店は町が要請したのか伺います。

4つ目は、桜まつりを開催したことはよかったのか伺います。

以上で質問を終わります。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 秋山生活環境課長。

〔生活環境課長 秋山照幸君登壇〕

○生活環境課長(秋山照幸君) 北海道議員からの御質問の大きな1点目、絵になる魅せるまちづくり事業について御答弁申し上げます。

最初に、1点目の何を根拠に花の苗の配付を中止したのかについてでございますが、当町における花いっぱい運動についてはみんなでまちをきれいにする条例に基づく事業として実施しており、毎年5月下旬から6月上旬を目途に町内自治会や国道等沿線の事業所と、また各種団体、学校や公園等の公共施設等、多くの町民の皆様の御理解と御協力の下、環境美化活動の一環として事業を実施しているところでございます。本年度の事業の実施につきましては、昨年同様町施設の活用と町内農業高校の御協力をいただき、花の苗作り等の準備を進め、5月下旬から6月上旬に花の苗の配付を予定しておりましたが、ゴールデンウィークを過ぎた頃から日高管内を含む道内各地で新型コロナウイルス感染症の新規感染者が急増し、5月13日には道内で過去最高となる712人が新規感染するなど感染の拡大が急速に進んでいる状況となりました。このような状況の中、5月15日には北海道が北海道医療非常事態宣言を発出し、その翌日の5月16日には5月31日までを期限とした北海道における国の緊急事態宣言が発出されたところでございます。当町においても5月16日から17日の2日間にわたり町内の2つの高校でクラスターが発生したことを含めて日高管内における新規感染者は連日発生し、昨年と同時期とは全く違う状況となっております。このような状況下におきまして、当町としましてはとにかく人流を抑制し、不要不急の外出はしないよう国や道などとも連携し、当町としましても町民の方に強く協力要請してきたところでございまして、万が一新型コロナウイルス感染症に感染した場合のリスク、それは本人のみならず御家族や周辺への感染拡大でございまして、生命や社会、経済等各種活動への影響等が大きくなるものと考えたとき、人と人が接触することを排除することができない本事業の実施につきましては、住民の生命と財産を守る責任ある立場としましては大変遺憾ではあります。5月18日、本年度の花いっぱい運動の中止を決定し、各団体等へ通知させていただいたところでございます。

次に、2点目のコロナ禍の感染症対策の行える団体に配付できなかったのかについてでございますが、花いっぱい運動は外での作業が中心となり、屋内での作業等と比較した場合、感染リスクは低いとされておりますので、手洗い、せきエチケット、マスク着用や人との距離を取るといった感染防止の基本行動の徹底を呼びかけた上で事業の実施が可能であるとの意見もありますが、花いっぱい運動に御参加、御協力していただいている方々は御年配の方が多く、仮に感染した場合重症化リスクが高いとされておりますので、各団体において植栽の作業をする際に感染対策が万全であるという明確な基準がない中で感染リスクを完全に排除することが可能なのか、また日高管内における新規感染者についてはゴールデンウィーク以降の急増した状況を踏まえると、事業を中止すべきであると判断せざるを得ない環境であったと考えております。

次に、3点目の配付を中止しても育てた花の苗を有効に利用しないのかについてでございますが、花の苗につきましては農業実験センター及び静内農業高校の協力の下、5月下旬に配付することを目標に準備を進めてきたところでございますが、緊急事態宣言が発出、その期間が延長さ

れたことにより花の配付を緊急事態宣言が解除される予定の6月中旬以降としますと、静内農業高校につきましては6月以降の学校のカリキュラム及び花の生育状況や保管場所を考えた場合、花の生育を継続することが困難であるものと判断し、校内での一部活用を除きましてやむを得ず苗の廃棄を決定したものでございます。また、農業実験センターにつきましても静内農業高校と同時期の配付を予定しておりましたが、緊急事態宣言解除後までは花を良好な状態で管理することは難しく、やむを得ず苗を廃棄せざるを得ないという判断といたしました。基本的に花の苗につきましては、農業高校では授業の一環として、農業実験センターでは事業推進のため生育作業を行っていただいておりますが、さらに長期間にわたる生育管理となりますと花の状態のことや本来業務への影響があるものと考え、廃棄するという選択をしたところでございます。なお、最大限可能な範囲で緊急事態宣言解除後でも一部の花の苗を有効活用できないか協議を行ったところ、一部については延長することは可能との回答をいただいておりますので、活用に向けて検討してきたところであります。

次に、4点目のコロナ禍の中でも感染予防を考えた事業の取組ができなかったのかについてでございますが、緊急事態宣言発出前の時点では手洗い、せきエチケット、マスク着用や人との距離を取り、3密を回避しながら感染防止の基本構造の徹底を呼びかけた上で事業を実施するべく準備をしておりましたが、緊急事態宣言が発出され、北海道をはじめ日高管内、さらには当町における新規感染者が急増している状況の中、各団体等に対し感染防止の基本行動等について文書や口頭による要請を行った場合においても花の配付までは町による確認が可能と考えておりますが、花の配付を行った後各団体における植栽等の作業する際に感染予防対策が万全であることの確認を行うことはできず、感染リスクを全て回避することができない状況であり、屋外の事業であっても人と人が接触する機会をつくり出す本事業の実施はするべきではないと判断したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 中村まちづくり推進課長。

[まちづくり推進課長 中村英貴君登壇]

○まちづくり推進課長(中村英貴君) 北道議員御質問の大きな2点目、コロナ禍の中で桜まつりを実施したことについて御答弁申し上げます。

まず、今年度のしずない桜まつりの開催に至る経緯と開催結果について御説明をさせていただきます。今回で第58回目を迎えるしずない桜まつりは、例年新ひだか町及び町内の産業団体や自治会など多くの関係機関、団体等で構成される実行委員会の主催により日本屈指の桜名所である二十間道路桜並木周辺を会場に実施されており、今年度につきましても3月24日に開催された実行委員会において協議され、4月30日から5月5日の6日間の日程での開催が決定されたところです。実施に当たりましては全国、全道、そして管内の感染状況を見極めるとともに、国が示す新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針や北海道のイベント等の開催に関する取扱いを踏まえ、実行委員会において総合的に判断し、規模の縮小や十分な感染防止対策を講じた上で開催することとなりました。感染防止対策の具体的な内容について申し上げますが、室内での密状態を避けるため例年祭り期間中のみ実施している龍雲閣の一般開放や会場内のシャトルバス運行を行わないこととしたほか、全ての来場者及び関係者のマスク着用の厳守、手指消毒の徹底、車外での二十間道路全面の飲食禁止、イベント広場の一方通行、接触確認アプリへの登録、関係者

の検温、体調確認、さらには出店者の取扱い品目をテークアウト商品に限定したり、ステージイベントを一切行わないなど様々な対策を講じた上での開催としたところ。さらに、桜まつり期間中は町外からの観桜客も多くなることが予期されたことから、町内の飲食店等に対して改めて店内の感染防止対策を徹底していただくよう実行委員会として依頼をするなど、祭り会場だけではなく、町全体としての感染対策に努めたところでございます。桜まつりの来場者数ですが、6日間の合計で7万1,027人となっており、令和元年度の約13万人と比較し半数程度の入り込みとなったところです。

そこで、御質問の1点目の桜まつりを中止する考えはなかったのかについて御答弁申し上げます。先ほども申し上げましたが、桜まつりの開催に当たりましては道内外、そして管内の感染状況を見極めるとともに、国が示す新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針や北海道のイベント等の開催に関する取扱いを踏まえ実施を判断したところでありますが、当然祭り期間中に国において北海道に対する緊急事態宣言の発令や蔓延防止等重点措置の実施がなされ、それらに基づくイベント等の自粛要請があった場合は桜まつりの中止や期間の短縮など様々な選択肢を視野に入れて準備に当たっておりましたが、結果として事業終了までそのような状況には至りませんでしたので、予定どおり開催をしたものでございます。

次に、2点目の会場での飲食は中止したが、学校の出店、主催者による食品等の販売が行われましたが、感染症対策は十分であったのかと、それから3点目の学校の出店は町が要請したのかとの御質問についてでございますが、関連がありますので、一括で御答弁申し上げます。まず、イベント会場への出店については、例年どおりイベント出店組合側と協議を行い、出店関係者の毎日の検温、体調確認及びマスクとフェースシールドの着用、飛沫防止シートの設置や店舗間の間隔の確保、関係者及び来店者の手指消毒の実施、会場内での飲食禁止措置などを実施するとともに、営業時間についても延長などは行わないこととし、感染リスクの低減を図りました。また、御質問の学校においては例年生徒たちが栽培、製造した農産物や農産加工品を学習活動の一環として桜まつり会場において実践販売を行っており、今年も事前に参加の意向を確認したところ、希望があったことから、感染防止対策について協議を行った上で出店することになったものでございます。出店に当たっては、例年よりも規模を縮小し、参加する人数を減らすとともに、北海道教育委員会が示すガイドラインに基づき参加者のマスクとフェースシールドの着用、飛沫防止シートの設置、関係者及び来場者の手指消毒の徹底、密や混雑を避けるための来場者の誘導など十分な対策を講じて出店されたところであります。御質問の学校が桜まつりへ出店したことに対し言われたい誹謗中傷の声が一部であるように聞いておりますが、今回この厳しい状況の中において様々な創意工夫をしながら前向きに取り組まれた学校や生徒たちに対し敬意を表したいと思っておりますし、根拠のない風評が出るということは実行委員会としても不本意であると同時に、誠に残念でなりません。

最後に、4点目の桜まつりを開催したことはよかったのかについて御答弁申し上げます。実行委員会による桜まつり開催の目的を申し上げますと、新ひだか町静内の開拓の礎となった先人が大正初期に近隣の山々よりエゾヤマザクラなどを植樹した二十間道路桜並木の開花時期に合わせ、先人の偉業を町民挙げて回顧するとともに、全国より訪れる観桜客を温かく迎えることを目的とするとなっております。昨年中止となった桜まつりでしたが、今年は感染防止対策を十分に行った上で開催したことにより、毎年楽しみにされておられる観桜客や町民の方々に2年ぶりに雄大

で美しい桜並木を見て感動していただくことができ、また一時的ではありましたが、町に活気とにぎわいが生まれたものと認識しており、その意味では開催できましたことに対し前向きに捉えたいと考えておりますし、今回の開催に当たり御協力をいただいた多くの関係機関、団体、関係者の皆様にこの場をお借りし改めてお礼と感謝を申し上げ、答弁いたします。

○議長(福嶋尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 通告質問に壇上より答弁いただきましたが、再質問をいたします。

初めに、質問事項1の絵になる魅せるまちづくり事業についての再質問ですが、4点について町の考えをお聞きしましたが、一括した中で再質問をさせていただきます。まず、1つ目、初めにですが、町から花いっぱい運動の中止と花の苗配付を行わない通知により配付予定であった方々から私たちに配付希望の申出があり、5月26日に町の担当者に話をし、6月4日の厚生経済常任委員会に報告されましたが、なぜ配付団体に連絡する前に担当常任委員会に報告しなかったのか伺います。

○議長(福嶋尚人君) 秋山生活環境課長。

○生活環境課長(秋山照幸君) 事業の中止に関しまして常任委員会への事前協議は行わなかったところがございますけれども、事後になりまして報告をしなかったことに関しましては申し訳なく思っております。今後気をつけてまいりたいと思っております。大変失礼いたしました。

○議長(福嶋尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 副町長は6月3日の総務文教常任委員会の説明で三石の一部議員はコロナ禍の緊急事態宣言の中の町の考えを聞かず、町民に中止の理解を求めなかったことはおかしいような発言をされたそうですが、私ども三石の議員が悪いような発言ですが、私は担当に聞きに伺って状況が分かったのであって、中止したことを理解ができませんでした。花の苗配付を行わない通知方法は文書通知か電話連絡か、また通知後中心に関わる問合せや配付希望の問合せがなかったのか伺います。また、併せて花の苗を配付する予定団体は何件あったのかお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 秋山生活環境課長。

○生活環境課長(秋山照幸君) 事業の中止の連絡につきましては、文書による通知ということでございます。

また、花の苗の配付予定の団体等でございますけれども、静内地区は80、三石地区は40の団体や自治会、公共施設と、これに加えまして静内地区の国道花壇に参加されている事業所と51事業者、これは全部含めると合計で171団体等と、これを、この数字を配付予定としていたところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 私は、質問した中で通知後中心に関わる問合せや配付希望の問合せがなかったのかとお伺いをしました。副町長にも配付希望の電話をしたという話も聞いております。

○議長(福嶋尚人君) 秋山生活環境課長。

○生活環境課長(秋山照幸君) 議員おっしゃるとおり、通知後配付をどうしてしないのかというようなことは電話により数件ありましたが、それきっちり何件ですということは押さえておりませんが、実際に問合せあったことは事実でございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 次に移りますけれども、配付取りやめ通知後、配付苗を栽培している現場に5月下旬の廃棄を指示したと聞いていますが、廃棄は誰の指示で行ったのかお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 秋山生活環境課長。

○生活環境課長(秋山照幸君) 壇上での答弁と繰り返しとなりますけれども、花の苗の配付予定を当初5月下旬としてございまして、その配付時期から逆算し、花の苗の生育管理を行っていたいておりましたけれども、昨年とは大きく変わった感染状況の中、緊急事態宣言が発出され、花の配付時期が緊急事態宣言解除後の6月以降ということになりますと、花が枯れたり、花の根が腐ってしまうことなど品質確保が困難であり、やむを得ず花を廃棄せざるを得ないという趣旨ということでございます。

○議長(福嶋尚人君) 課長、誰が指示したか_____。誰が指示したかと聞いているのです。秋山課長。

○生活環境課長(秋山照幸君) 町として決めたということでございます。

○議長(福嶋尚人君) 副町長。

○副町長(本庄康浩君) 今回の御質問の中で私の名前が何度か出てきておりますので、私からも一言申し上げたいと思います。

この件につきましては、今課長から一生懸命御相談というか、御報告申し上げておりますけれども、廃棄、廃棄という言葉が随分出てきております。結局廃棄ということを示したという現実はないのでございます。というのは、変な言い方ですけども、私のところに報告が来たときには、今のこのコロナ禍で事業ができないよということの話は先ほどから申し上げておりますので、くどくどとは申し上げませんが、私のところにはポット苗、今作られて、ポット苗が1週間程度しかもたぬのだということで5月の中に話があって、緊急事態宣言が6月20日までということでございましたので、花が腐ってしまうという報告を受けております。ですから、結果として花が腐ってしまうということは廃棄という言葉につながっているのだろうということで、担当課が判断したものというふうには認識しておりますけれども、基本的にこの中止についても私がまず話を受けて、その中で電話でございましたけれども、町長に相談して、事業の中止も決定させていただきましたし、結果として今の花の、廃棄という言葉に今なっておりますけれども、腐ってしまうというところで御報告を_____ということでございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 丹精込めて栽培した、2か月もかかった花の苗を処分する、使わないという発想はどこから生まれるのか。いかに有効に利用して、町民に喜ばれる取組を発想しないのか。厚生経済常任委員会で6月に入って、処分しようと思ったけれども、長もちできるものは現場に長もちさせるように指示したということですが、配付を中止したにもかかわらず、処分指示後配付苗の処分をちょっと取りやめた。これは、どういう発想で処分しないことになったのですか。

○議長(福嶋尚人君) 本庄副町長。

○副町長(本庄康浩君) これ経過をお話ししないと分からないと思うのですが、当初、先ほど申し上げましたように、報告を受けて、事業の中止を決定した時点では、先ほど申し上げましたけれども、ポット苗というのは1週間ぐらいで腐ってしまうという報告を受けてございます。ですから、結果として配付はできないという前提で事業中止ということに決定をさせていただきました。ただ、その後実験センターの職員から涼しいところに移して水をやり、肥料ですか、をする

ことによって何ぼか長生きできるかもしれないということが担当課のほうに話が入って、それであれば宣言がいつに終わるか分からないけれども、できる限りもしかしたら生きるという話でございましたから、皆さんには、常任委員会にもそのところもつまびらかに話をしましたが、私どもは想定で生き残るかどうかわからないのに延長して、その時期が来て、生き残っていたら配付しますという住民説明はできないということで、もしもそれまでに本当に腐ってしまったら配付できないわけですから、その段階までは担当が実験センターのほうに何とかやってみてくれということで、方針転換と言ったら言葉あれですけども、生き残らすことができるかもしれないという希望的観測の下にそれではやってみてくれと、手間だけけれども、それで人夫賃というか、人工さんや何かが必要であれば、そこは増員してでも何とかふだんの業務に加えてやること必要のなかった苗の保存ですから、重過失、二重の仕事になるのですけれども、何とかお願いできないかということで課長が実験センターのほうにお願いに行き、そしてハウスの涼しいところに集めていただいて、水をやったりということで養生させていただいて、かなりやっぱり最終的には花もみんな咲いてしまいました、苗から。でも、まだ生き残ることができるのでないかということで、今盛んに残ったものだけでも何とか公共施設や何かを含めて植えていって、花いっぱい運動はできなかったけれども、何とかこの花を皆さんにめでていただくような方策をとということで担当課も一生懸命やっておるわけで、今回の質問で廃棄したのが悪いだとか、そういうふうに言ったのは誰だとか、そういうことを、私はいろいろ相談受けておりますから、特に先ほどの質問にもございました常任委員会にもしなかったのかと、報告しなかったのは悪いのでないかというのは私もそれは私が指示しなかったのが、常任委員会報告、しなかったのは私が悪いので、それについては経済常任委員会でも御報告申し上げて、謝罪もいたしましたし、謝罪すればいいというものではないですけども、少しでも花を結果としては残して植えさせていただきたいという思いでございますので、御理解_____というふうに思います。

○議長(福嶋尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 分かりました。

それで、静内農業高校に依頼した配付予定の花の苗は処分指示後から現在までどのような状況にあるのか確認していますか。お聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 秋山生活環境課長。

○生活環境課長(秋山照幸君) 壇上での答弁と繰り返しになりますけれども、静内農業高校につきましては6月以降の学校のカリキュラム及び花の生育状況や保管場所を考えた場合、花の生育を継続することは困難であるものと判断され、校内での一部活用を除きまして、やむを得ず廃棄を決定したものと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 高校の生徒が丹精込めて栽培した配付予定の苗を町民に早く配付して、有効利用してあげる手だてを考えるべきだったと私は思っております。6月上旬からはコロナ禍中の緊急事態宣言中であっても、当町の自治会では苗を自費購入したり、善意の個人による移植などたくさんの人たちが花いっぱい運動に、感染症防止対策を図りながら取組を行っております。私は、6月から新聞を全部切り抜きで取っています。数多くの団体や職場で襟裳の先から道内全部の地区で花植えをやっています。昨日の新聞見ましたか。白老です。白老町は町の施設で、フラワーガーデンで花を栽培、苗を栽培しておりまして、135団体に6万株を引き渡している。やっ

ているのです。新ひだか町は全部投げるか処分。それで、配付苗を希望した関係者は、処分以外の方法で配付を考えてほしかったと聞いています。配付中止連絡前にほかにどのような方法で苗を配付するのか。苗を取りに来てもらう、それから感染予防を徹底してもらう、そして移植方法もこういう方法でしてほしいという考えで事業の取組ができなかったのか再度お聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 本庄副町長。

○副町長(本庄康浩君) 何度もお言葉を返すようで申し訳ないのですが、今おっしゃっていることは十分よく分かるのです。ですから、先ほどの御質問2つ目の桜まつりの期間にこの花いっぱい運動がもしもぶつかっていけば、花はみんなに配付できて、植えていただけたと思うのです。ただ、私どもが何を心配するか。一人の方でもこの事業によってコロナ感染した場合にどういう釈明をするのだ。町の事業です。個人が買ってきて、自己責任で植えることに関しては私どもはそれ以上のことは何も言えません。ただ、町の事業としてやるときに結果としてそれを、もしもコロナ感染がこの事業でやったのだと、なったのだということになったときに取り返しがつかないわけです。ですから、私は先ほどの苗をできる限り生かしてくれという指示を出したときにもこれが緊急事態宣言が再延長になったらそれもまたできないかもしれないぞということは申し上げてあります。ですから、今おっしゃること十分よく分かるのですが、たまたまでございますけれども、この時期にこの事業が重なったということで、人の命のほうが花の命よりも私どもにとっては大きいということで御答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 全然ちょっと言っていることは理解できないのだけれども、5月中の花の苗配付はコロナ禍の緊急事態宣言で一時中止したとしても、現在まで何の方法も考えないで、配付方法を検討する_____整備や各団体のその後どう考えているのと。配付苗を処分を一時中止して、育苗を続けたとしても長くはもたないのは分かっています。私にすれば、担当者は早く苗が傷んで処分せざるを得ないように待っているようにしか見受けられません。

○議長(福嶋尚人君) 北道君、そういう推測で_____ことはやめてください。

○5番(北道健一君) それで……質問です。早く配付条件を整備したなり、考え方を団体に連絡するなり、可能団体から希望を取って配付できなかった。緊急事態宣言の中の一律の花いっぱい運動の中止、花の_____中止は私はおかしいと思っている。前向きに捉えることができなかったのか再度お聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 本庄副町長。

○副町長(本庄康浩君) 何度も押し問答になって申し訳ないのですが、今おっしゃっているところは十分私分かって申し上げておりますから、そこら辺は御理解いただきたいと思うのですが、今もうこの20日で緊急事態宣言が解除になりました。担当のほうからは、確かに先ほど申し上げましたように、マリーゴールド、完全に花が開いてしまって、これからはだんだん散っていく方向にいくのかもしれませんが。それで、担当課としては、先ほどの御指摘のとおり、今団体さんに御連絡をさせていただいて、このような花を開いてしまった花でも植えてもらえますかということで全部連絡を入れさせていただいています。ですから、花を処理することが目的で私ども何かやったわけではなくて、それは先ほど経過で説明しましたような流れの中での話でございますので、廃棄、廃止という言葉、私どもはそれ、本当はこの答弁書にも廃棄という言葉消せと私申し上げた。それは意図ではないのです。ですから、みんなが和気あいあいと花を植えながら、

めでながらコミュニケーションを図っていただくということが趣旨でございますから、それに向けて今この段階でできることということで申し上げております。

○議長(福島尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 私は、全部ができなくても中止したことを撤回してでも有効に利用してほしかったということを言っているのです。それをなぜ撤回できなかったのか。決裁をしてしまったから、できないのか。みんなの意見を聞いたら、早く苗を利用して、今言ったように、植えてもいい、またこういう対応もできる、20日以降はこうできるところに早く申込みを取って対応するという方法がなぜ撤回できなかったのかということところがどうも不思議でならぬということです。

○議長(福島尚人君) 本庄副町長。

○副町長(本庄康浩君) 事業は、中止させていただきました。これは、決定行為でございます。ですから、あとはこの花の、生きていた花を、先ほどおっしゃられたような、私どもも同じ気持ちでございますので、今咲いている段階で緊急事態宣言が解けた。そのときに、確かに御指摘いただいたように、自費で購入された方もおられます。ですから、その方々にもお電話させていただいて、今こうこうこういうことで御自分でお植えになった、そのほかにも、こういう状態なので、追加でもしも植えていただけるのであればということまで担当は話しさせていただいているのです。ですから、事業の撤回をしろだとか、そういうことではなくて、今年は事業中止です。ただ、残った花をどう生かしていくかということで、今担当のほうでは一生懸命各団体さんと連絡を取って、少しでもこの状態の中でも植えていただけるのであれば植えていただきたいという、事業とは別にそういう手法を取っておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長(福島尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 緊急事態宣言中でも、ガイドライン、私見ましたけれども、花の苗を植えて駄目だと書いていません。それで、町長にも今お聞きするのですけれども、絵になる魅せるまちづくり事業の中で建設課の静内駅前モニュメントの花壇整備事業は、コロナ禍の緊急事態宣言中でも自治会の方がやっている。6月5日に植えているのです。町長は、町の同じ事業で課によって取組が異なる取組、これをどういうふうに判断して、こっちの課はいいよ、こっちの課は駄目だよ、この判断は私は間違っていると思う。町長のお考えをお聞きます。

○議長(福島尚人君) 田中産業建設部長。

○産業建設部長(田中伸幸君) 駅前広場の花壇なのですが、建設課が実施している事業ではございません。あくまでもコミュニティーという団体がございまして、町中いろいろ花を植えていたのですが、そこが数年前に解散しまして、それを駅前、本町の自治会のほうで受けて、引き継いでいただいて、自主的にやられている事業です。もともとそこに補助金を出していたものですから、最終的には精算という形で交付金だったと思うのですけれども、最終的には出すのですけれども、建設課で実施している事業ということではございませんので。

○議長(福島尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 失礼しました。建設課の予算で事業を実施していると。これも違うのですか。予算配分では建設課担当になっていました、この事業は。それで、花壇植え、それは自治会が任意でやるから。そしたら、花、苗植えるのはみんなボランティアの_____でやっているのでしょうか。この辺がちょっと考え方がおかしい。自分らがやめたことを正当化しよう、正当化しよ

うと思っているけれども、やはり撤回してでもこれはもっとみんなのために使ってもらおうとか、全道でやっているのです。新ひだか町だけやめているのです。この辺がちょっとおかしいなと思います。町長にその辺の考え方をこの問題の最後にお聞きしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) 今まで担当課長を含めまして副町長も何度もこちら側の考え方を御説明申し上げているところですけども、私としては、最終的に私が花いっぱい運動を中止するという判断をしてございますので、その辺については今思っても間違った判断だというふうには思っておりません。これは緊急事態宣言がなされ、なおかつ我が町でクラスターが2つも発生し、皆様方のところにはつまびらかに感染状況を御連絡するようなことにはなっておりません。これ個人情報があって、なっていないわけですけども、かなりなスピードで、昨年のクラスターとは比較にならないぐらいのスピードで感染が拡大しているということは私実感として持っておりますので、花いっぱい運動、町が主体となって町民の方を集めて、そこで活動をしてくれというようなことはその時点ではできないという判断をしたところでございます。それは、今現在ほかの町でやっている、やっていないというのはそこそこの町の考え方がございますので、それはそれとして、この町における私の判断はそういうことでございます。花、先ほど来廃棄させたとかしていないだとか、そういうお話ありますけれども、副町長が説明したとおり、幾らかでももたせるものはもたせて、その上で今担当課のほうで個別に利用について確認行為をしておりますけれども、利用していただくということをやっているところでございまして、再三にわたる北道議員の御指摘でございまして、私としてはその判断は間違っていないし、今後とも残っている花については有効に活用してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 残っている花の苗を生きているうちに早く希望者に配付して、有効に利用していただきたいと思います。

次に、質問2点目のコロナ禍の中で桜まつりを実施したことについての再質問をいたします。これも4点町の考えをお聞きしましたが、これも一括して再質問をさせていただきます。町は桜まつりを実施した成果と経済効果をどのように取られているのかお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 中村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中村英貴君) 町は桜まつりを実施した成果と経済効果、どのように考えられているのかという御質問でございしますが、まず成果につきましては壇上の答弁と重なるお答えになる部分もありますけれども、難しい状況の中、関係機関や団体、さらにはボランティアとして御協力をいただきました企業など多くの皆様の御理解と御協力いただいて、2年ぶりに開催することができ、それから来場された皆様にも一定のルールを守っていただいて、お花見を楽しんでいただけたと。このことに関しては、大きな成果だろうというふうに考えてございます。

続いて、経済効果につきましては具体的な数字というのは難しいのですけれども、例年よりは大幅に少ない入り込みとはなりましたけれども、町内の飲食店ですとか宿泊施設、これらにおいてある程度の利用があったというふうにも聞いておりますので、その業種の関連する事業者も含めまして地域に一定の経済効果がもたらされたのだろうというふうに考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) この問題の質問の最後になりますが、町長にお聞きをします。

しずない桜まつり開催後、祭り開催の影響とは限りませんが、新型コロナウイルス感染症が発生し、高校生のクラスターも発生しました。町長は、桜まつりを開催してよかったと思っているのか、お考えを伺いたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 坂総務部長。

○総務部長(坂 将樹君) 桜まつり開催後、新型コロナウイルス感染症が発生して、学生のクラスターも発生したということで、祭り開催をしてよかったかという御質問でございますが、まず大型連休後の報道等を見てみますと、今年のゴールデンウィークの人出については今年の緊急事態宣言が発出されたときのゴールデンウィークと比べて全国、全道的にも3倍程度の増加があったという報道がされており、これらを考えますと、今年の桜まつりは緊急事態宣言が発出された時期と重なり、中止としましたが、それでも約2万人程度の方々が二十間道路を訪れていたということを考えると、仮に今年度中止としたとしても、これは仮ですけれども、したとしても昨年以上の方々が二十間道路を訪れていたのではないかというふうに予測されるところであります。そこで、桜まつりを開催してよかったかと思っているかという御質問でございますけれども、今回の桜まつりの実施時期には緊急事態宣言、あるいは蔓延防止等措置の発出がされていなかったこと、またそのような発出が、措置が発出された場合には中止や短縮も想定しながら対応を考えていたことは壇上で担当課長が答弁したとおりでございまして、そのような状況下にあつて、祭りにつきましては規模を縮小するとともに、感染対策を十分取りながら実施したところでございます。なお、感染と桜まつりの関係につきましても、科学的な根拠が示されない中でこれらをひもづけるというのは非常に難しいこととも考えてございます。祭りの開催によりまして確かに人出ではあったことは間違いありませんけれども、開催実施をしたことによりまして祭り会場のルールをきちんと設け、それを来場者の皆様に対してもきちんと示したことにより、来場者の皆様についても会場内でのルールを守って桜を見ていただくことができたという点につきましては、よかったというふうに考えているところでございます。

なお、昨今新型コロナウイルス感染症に関しまして様々な誹謗中傷がある中で、今回北道議員の御質問において質問通告書の中に学校名を特定しての御質問がありました。これについては、町としても考えていただきたかったなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 私は、5月上旬の6日間の桜まつりを中止して、5月下旬から花いっぱい運動の花の苗を配付して、10月末までの5か月間、コロナ禍の中でも明るいまちづくりを行ったほうが町民に喜ばれたというふうに考えています。町職員関係者はよく考えて、町民に理解される職務に当たっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。午後1時再開いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

10番、谷君。

[10番 谷 園子君質問者席へ]

○10番(谷 園子君) 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1つ目の質問は、コロナ禍における学びの保障についてです。昨年7月2日、国に対して全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長の3者が連名で新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言を出しました。その内容は、子どもたちの学びを保障するためには少人数学級により児童生徒間の距離を保つことができるよう教員の確保がぜひとも必要である、また学校の臨時休業などの緊急時におけるオンライン学習の環境整備に触れ、GIGAスクール構想において最適な学びを実現するためには少人数によるきめ細やかな指導体制が必要であり、学習ソフトウェアを含む端末、ネットワーク環境の改善及びそれらを有効活用するためのICT教育人材の配置の充実が必要であるというものです。具体的には少人数編制を可能とする教員の確保、GIGAスクールサポーターなどのICT教育人材の配置、充実、更新費用やランニングコストなども含めたICT環境整備に必要な財政措置を早急に図ること、以上の3点です。そこで、当町におきましては、年度当初の教育行政執行方針において学校教育の充実を掲げています。1人1台タブレットをはじめとするICT機器などを活用して、主体的、対話的で深い学びを進めるということです。現在新型コロナウイルス感染症の広がる状況下にあつて、ICT機器は教員、子ども間のコミュニケーションを取る有効な手段となり得ます。同時にコロナ禍における授業においても教師と児童生徒への対面指導、子ども同士の関わり合いを通じて行われる学びの保障をどうつくっていくのが大事だと考えています。以上を踏まえて、以下の質問をいたします。

現在感染症予防のために児童生徒間の十分な距離の確保が求められていますが、町内の小中学校の現状はどうなっていますか。子どもの安全を確保しつつ少人数におけるきめ細やかな指導体制をどのように図っていくお考えですか。昨年十数人規模の分散登校が取り組まれましたが、そのような形は考えていますか。

次に、タブレットなどのICT教育、オンラインの充実についてです。1つ、新型コロナウイルス感染症が広がるこの間、オンライン授業は実際にどの程度取り組まれていますか。

2つ、タブレットでの授業づくりは、オンラインも含めて準備に時間と手間がかかります。実際に教員と子ども、家庭がズームなどを使えるようになるまでICT支援員が必要と考えますが、配置する考えはありますか。また、教員の負担を減らすための行政の支援については、どのように考えますか。

3つ、全家庭でのWi-Fi環境の保障ですが、モバイルルーターの貸出し状況はどうなっていますか。

4つ、家庭での経済的負担についてですが、学習通信費の公費負担については就学援助世帯に年額1万2,000円補助とのこと。低所得世帯につき制限の補助ですが、家庭学習を保障するために十分な額であると考えていますか。また、万が一故意ではなくタブレットが壊れた場合の修理、交換は行政が負担すべきと考えますが、いかがですか。

次の質問は、生理の貧困対策についてです。経済的理由で生理用品の入手に苦しむ生理の貧困が新型コロナウイルス感染症拡大で顕在化し、社会問題となっています。みんなの生理という団体の2月の調査では、経済的理由で生理用品の入手に苦労した学生は20.1%、生理用品ではないものを使用した学生は27.1%もいました。5月28日に発表された内閣府男女共同参画局の調査では、生理用品を配付する自治体が5月19日時点で全国で255もありました。配付場所は学校や公共

施設、困窮者の支援窓口、子ども堂などもあります。また、6月1日、政府は女性活躍に向けた2021年重点方針の中に生理の貧困対策を明記しました。そして、自治体が行う生理用品の提供を地域女性活躍推進交付金により支援することを決定しました。また、地域子供の未来応援交付金も活用して子どもの支援に結びつけることや学校、ハローワーク、福祉事務所などで生理用品の提供を進めることに文部科学省や厚生労働省、内閣府が連携するとしています。生理の貧困は、健康や教育の機会にも影響します。そのため、特に今東京、京都、埼玉、神奈川、愛知をはじめとして全国各地の自治体で小中学校などの女子トイレに生理用品の無償設置が広がっています。当町もぜひ生理用品を町内の小中高等学校、そして公共施設の女子トイレに設置すべきと考えますが、当町はどのように考えますか。

以上です。御答弁よろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 田口管理課長。

[管理課長 田口 寛君登壇]

○管理課長(田口 寛君) 谷議員から御質問の教育行政についての大きな1点目、コロナ禍における学びの保障についての1点目、感染症予防のための町内の小中学校の現状について御答弁いたします。

町立学校においては、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式に基づき学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で学校運営を継続し、児童生徒等の学びを保障するための取組を進めております。具体的には健康観察及び手洗いやマスク着用、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い3つの密を避ける、身体的距離を確保するといった感染症対策を徹底するとともに、発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことを徹底しております。御質問の分散登校については、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら可能な限り学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくという観点から感染状況によっては取り得る措置となりますが、それぞれの学校規模が異なることなどを十分に考慮して対応してまいりたいと考えております。

続いて、2点目、タブレットなどのICT教育、オンラインの充実について御答弁いたします。

(1)ですがこの間オンライン授業は実際にどの程度取り組まれていますかについてですが、新ひだか町GIGAスクール構想により児童生徒1人1台端末が整備されていることから、これまでの環境整備から活用促進へ移行する段階であると認識しております。令和3年4月以降これまでの間には感染症不安等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対し、タブレット端末を活用したオンライン朝の会や授業配信を実施しているところであります。

次に、(2)タブレットでの授業づくりは、オンラインも含めて準備に時間と手間がかかります。実際に教員と子ども、家庭がズームなどが使えるようになるまでICT支援員が必要と考えますが、配置する考えはありますか、また教員の負担を減らすための行政の支援についてはどのように考えますかについてですが、御指摘のとおり、タブレットでの授業づくりはこれまで経験したことのないものですので、教職員、児童生徒、家庭とも不慣れで、手探りの部分はありますが、新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴いICTを活用した学びの保障が強く求められていることから、今回の補正予算において国の補助事業を活用し、GIGAスクールサポーター業務委託料を計上させていただき、各小中学校ICT環境の活用について専門業者に委託し、人的体制を

整備することとしております。このことにより教職員研修のほか、実際の授業におけるICT活用においても知見を有する者が直接携わることで全ての学校、学級において学校と家庭の双方向でのコミュニケーションが可能となることを実現するとともに、健康観察をはじめ学習課題や授業動画等の配信、オンライン学習の実施など町立学校における児童生徒の学びの保障についてより一層の推進を図ってまいりたいと考えております。また、教職員の負担軽減についてはサポーターによる研修のほか、現在新ひだか町で導入している児童生徒の端末管理システム等の運用管理は全て管理課で実施していることから、授業で活用する場面以外では教職員の負担は発生していないものと認識しております。

(3) 全家庭でのWi-Fi環境の保障ですが、モバイルルーターの貸出し状況はどうなっていますかについてですが、家庭でのWi-Fi環境のない世帯への支援ですが、申出を受けて、54件のモバイルルーターの貸出しを行っております。

次に、(4) 家庭での経済的負担について、学習通信費の公費負担については就学援助世帯に年額1万2,000円補助とのことです。低所得世帯に月1,000円の補助であります。家庭学習を保障するために十分な額であると考えますか、また万が一故意ではなくタブレットが壊れた場合の修理交換費用は行政が負担すべきと考えますが、いかがですかについてですが、家庭における通信費負担ということで就学援助についてであります。就学援助制度につきましては支給項目や支給額は各市町村の裁量で一般財源で実施するものであることから、新ひだか町においては国等の通知に基づき令和3年度から就学援助費にオンライン学習通信費の支給項目を拡充したところであります。また、就学援助費自体は経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者等に対し就学に必要な経費の一部を支給することにより保護者等の負担軽減を図り、義務教育の円滑な実施に資することを目的とするものでありまして、家庭の負担を全て扶助するという性質のものではありません。各家庭宛てにお知らせした端末活用ガイドラインでは、月1,000円で通信容量3ギガバイト程度のものを参考に記載しており、この通信容量ではおおむね5時間程度のビデオ通話が可能となりますし、このお知らせにおいて故意、または重大な過失によるタブレットの破損等は保護者の負担となる旨を記載していますが、それ以外の破損等については他の学校備品と同様に原則として公費による修理を想定しております。なお、家庭学習に当たっては今回導入したドリル教材では学校であらかじめ必要な教材をダウンロードすることでインターネットのつながらないオフラインの状態でも利用することができるため、学習データを学校でつなげた際にその学習データがクラウド上に反映されるシステムとなっておりますので、インターネットがつかない家庭でもドリル教材を使った家庭学習に十分活用でき、効果が期待されることとあります。

○議長(福嶋尚人君) 中島健康推進課長。

[健康推進課長 中島健治君登壇]

○健康推進課長(中島健治君) 谷議員御質問の生理の貧困対策について御答弁申し上げます。

生理の貧困とは生理用品を買うお金がない、あるいは利用できない環境にあることを指すと言われており、発展途上国だけでなく、世界的にも問題視されている社会問題の一つでございます。諸外国では生理用品の無償化や行政サポートが始まっております。日本においてもコロナ禍の影響によりアルバイトができず、経済的に困窮する学生が増えていると言われ、日常生活に支障が出ている状況で、学生の5人に1人が生理用品の入手に苦労しているとの報道があったこと

を承知しております。また、生理の貧困変更については経済的に困窮している方だけでなく、ジェンダー不適合の人々などのセクシャルマイノリティーの方々にも高いリスクがある問題として認識しており、非常に難しい問題であると考えます。谷議員の御質問要旨にありますように、内閣府の調査においてもこの生理の貧困について255の地方公共団体が生理の貧困に係る何らかの取組を行っておりますが、その調達元は防災備品、備蓄品の転用や住民、または企業からの寄附に頼っている現状でございます。したがって、今日のコロナ禍での経済的困窮により生理の貧困がクローズアップされましたが、経済的理由により一時的に無償配付や公共施設への配置だけで生理の貧困問題が解決するものではないと考えております。当町に経済的な理由として生理の貧困について相談された例はございませんが、恥ずかしいという理由からなかなか言い出せない方もおられたかもしれません。当町としましては、社会的情勢の実態把握を行い、関係部署と協議してまいりたいと考えておりますので、御理解ください。なお、当町の小中学校及び高等学校などの教育施設においては全学校の保健室に常備されており、必要に応じまして児童生徒からの要望、相談があれば対応をしている状況でございます。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 一通り御答弁をいただきましたので、再質問に入らせていただきます。

学びの保障のところでは幾つか分からなかったのですが、3つの密を避けると子どもたちの身体的距離を確保する対策を指導するとのことですが、机と机を空けるのかとか、ちょっと具体的にお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 田口管理課長。

○管理課長(田口 寛君) まず、新しい生活様式ということで、その実践例では一人一人の基本的感染症対策では、感染防止の3つの基本としまして身体的距離の確保、それからマスクの着用、手洗い、これは徹底した対策ということで取っているところでございまして、日常的な基本的な生活様式の中で小まめに換気することというふうになっているところでございます。学校においては、教室の面積や1学級当たりの児童生徒数によりそれぞれちょっと条件が少し異なってきますけれども、これらを踏まえた感染症対策を徹底して行うということとしております。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 分散登校について感染状況とか学校規模に応じて対応するとのことでしたが、どのような状況になったらやるというふうに考えているのかをちょっとお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 田口管理課長。

○管理課長(田口 寛君) 学校においてはまず地域の感染状況を踏まえまして、学習活動を工夫しながら可能な限り学校の行事等を含めた学校教育活動を継続しまして、子どもの健やかな学び、これを保障していくことが重要であるというふうに考えております。その上で、家庭内感染ではない感染者が複数発生するなど学校内での感染が広がっている可能性が高い場合等は、学校の臨時休業の判断を行うというふうになっているところでございます。なお、臨時休業を行う場合においてもは、児童生徒の学びを保障する観点から例えば分散登校により感染リスクを可能な限り低減したり、また登校の機会を設ける工夫を行うということが必要であるというふうに考えておりますので、分散登校も場合によっては臨時休養が行われた後、地域の感染状況だとかを踏まえて適切に考えなくてはならないなというふうに考えています。ちなみに、今回高校のほうでクラスターが起きて、長期間臨時休業ということになりましたけれども、1つの学校ではその後時間差

によって分散登校というふうにした事例もありますので、場合によってはそのような措置も取る場合もあるということをご認識していただければと思います。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 少人数によるきめ細かな指導というところでお聞きしたいのですが、実際の授業で主体的、対話的で深い学びをしていくということですが、今学校のほうで班行動学習をやっているはずですが。教え合うとか協力し合うとか参加型の学習だと思うのですが、このような学習の中でもICTとかタブレットの活用というのが行われているのか、どのようにタブレットの利点を生かして授業の中でやっているのか、ちょっとその辺のことをお聞きしたいです。

○議長(福島尚人君) 太田管理課主幹。

○管理課主幹(太田康紀君) 今回当町で整備したタブレット端末につきましては、グーグルのクロームOSを搭載したクロームブックという機種を選定してございます。この機能の中に複数の児童生徒が同時に入力や編集できるホワイトボード的な機能やプレゼンテーション、表計算を行うというような機能のものがございまして、こちら用いて、紙であれば一人一人が書いたものを持ち合うということになりますけれども、こちらでは同時に複数人間が一緒に編集をして作業ができるというところで、ここで個人の考えを例えば班の中で共有し、それをさらにクラス内で発表するというような活用を進めるというふうにしてございます。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) その中で意見を言い合ったり、子どもたち同士がいろいろ発表し合ったりするというふうにご理解していいのですか。

それで、次の質問に行きます。タブレットとかオンラインのほうなのですが、ちょっとタブレットの保管状況というか、持ち帰りというのは毎日持ち帰っているのかどうかお聞きします。

○議長(福島尚人君) 太田管理課主幹。

○管理課主幹(太田康紀君) タブレット端末については、全ての学校で持ち帰り学習を行っておりまして、ただその頻度については今現時点、毎日という学校と土日に向けてというような形で、それぞれの学校での対応とされているところでございます。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) それで、実際に欠席している子にオンライン朝の会や授業も実施したとのことなのですが、実際何件ぐらい、何回ぐらいやったのかなということと、先ほど配信していると言っていたのですが、子どもも参加して発言したりできるような形なのか、どのような形だったのかをちょっとお聞きします。

○議長(福島尚人君) 太田管理課主幹。

○管理課主幹(太田康紀君) まず、オンライン朝の会につきましては、児童生徒が欠席しているときだけではなくて、今現在においても引き続き通常の対面とオンラインの部分をハイブリッドで使うような形で今対応しております。その中では、例えば教師、担任からの連絡事項を紙ではなくてオンラインのシステム上で表示をするというような形で、間違いがないように確認をするというような形で、操作方法の習得も含めて対応しているというような内容でございます。

また、授業の配信については、こちらオンライン上にある各学校の各学級で、中学校については各教科についてもそれぞれ分かれたクラスになってございまして、こちらに当該学級の児童

生徒と教職員が一緒に入っておりまして、その中で実際にやっている授業をリアルタイムで配信する。その際には児童生徒も_____発言することができますし、教員からの一方向だけではないというような内容で対応するところがございます。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 分かりました。

実は実際タブレットの授業などをしている先生方にお話を聞いてみたのです。先生方が言っていたのは、タブレットのよい面がたくさんありますと。それを使うことで主体的になれる子がいると。あと、字を書くのが苦手な子にとっては勉強へのハードルが低くなると。それとか、先生の配信を一人一人の子どもが受け取って、そしてそれぞれ学習できるなどよい面がありますということです。ただ、先生方はこうも言っていました。子どもの学力は字を書く、ノートを取ることで育つ面もある。タブレットは有効だが、それありきではないのです。教師はアナログとデジタル、それぞれのよい面を使えるようになりたいと言っていました。先生方から要望があったのですが、オンラインなどについても先生方はどんな教材があるのかとか、勉強したり、教え合ったり、そういうふうに先生方で紹介し合ったりして交流し合いたいとのことでした。先生方でこんな教材を使ったよとかこういうものがたまったら紹介し合う、そういう勉強の場が欲しいと言っていました。ぜひ教育委員会としても、そういう先生方のやる気とか熱意とか支援のほう、支援していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 要望ですか。一般質問_____。

○10番(谷 園子君) 一般質問です。そういう先生方のことを踏まえてそういう交流の場など、そういうものも考えていってもらえませんかという質問です。

○議長(福嶋尚人君) 太田管理課主幹。

○管理課主幹(太田康紀君) 町内の教職員については、教職員全員で研究をするための団体として教育研究協議会というものがございます。その中では、既に研究発表大会等、会議等も行ってありますので、ちょっとおっしゃられているところが何とも言いませんけれども、基本的にはその中で様々な交流はまず基本的にはできているというのが基本的な認識でございます。ただ、その中においても教育委員会としましては夏季休業期間、冬季休業期間等の時間にそういった操作の研修会、簡単なものから応用的なものまで学び合えるような場を設定していただきたいというふうに考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 現場も手探りで始めている状況なので、ぜひそういうのも進めていただきたいと思います。

次のほうに行きますけれども、タブレット、先ほど先生方の支援として教育委員会のほうの管理課で運用管理を全て実施していると。先生方の負担をなくしているということだったのですが、これは初期設定とかいろんなことを全部教育委員会でやっているというような、どういうふうなことやっているのかちょっと教えてください。

○議長(福嶋尚人君) 太田管理課主幹。

○管理課主幹(太田康紀君) 導入後の管理課で所管をして、管理運用としましては、当然年度が替われば児童生徒も替わりますし、教職員も替わります。学年も変われば、クラスも変わるというものについてそういったオンライン上、タブレット端末を使うための各種設定が必要となって

まいりますので、そちらについては学校では行わず、全て教育委員会のほうで対応しているというような内容でございます。具体的には、今回でいきますと全小学校はそれぞれの学級、学年、中学校については学級、学年にプラスして各教科での対応となりますので、9校で183件の学級というものをつくってございます。こちらに教職員304人分をそれぞれ分散して登録するというようなことは管理課でやっておりますので、教職員も児童生徒もログインをした段階で自分が所属する学校、学年、学級に自動で入れるような状態にして使っていただく内容にしてございます。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) ありがとうございます。

それで、今回人材の支援として業者によるGIGAスクールサポーターを配置してくれるとのこと。それがどこの学校にどのくらい、何人ぐらいの配置になるのかという概要とそのスクールサポーターの人の主な業務というか、どういうサポートをするのかちょっと教えてください。その辺を説明をお願いします。

○議長(福島尚人君) 太田管理課主幹。

○管理課主幹(太田康紀君) GIGAスクールサポーターにつきましては、想定をしておりますのは、ちょっと学校規模にもよりますけれども、各学校を年間に6回程度訪問して、全ての学校の全ての学級に直接携わることができる程度の回数で訪問できるというようなことを今考えてございます。こちらについては、業務としては授業のときにおける実際の端末操作やトラブルの対応、オンライン学習におけるシステムのサポート、不明な部分がある場合のヘルプデスクによる支援、研修会の実施等々を行うということで考えてございます。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) GIGAスクールサポーターは、そういうトラブルとか端末操作の対応というかな、環境整備にサポートをしてくださる方だと思います。私の質問したICT支援員ですけれども、ちょっとスクールサポーターとは違うものだと思うのですが、ICT支援員のほうは授業計画の作成支援とか授業の打合せなどより教育的、専門性のある教師の事務的などのお手伝いというか、サポートをする方かと思うのですが、どうですか。それで、先ほど御答弁でもタブレットの授業づくりがこれまで経験したことのない手探りということでしたので、今後ICTの授業つくっていくに当たってはこのICT支援員というのが必要になってくると思うのですが、当町でこのICT支援員配置ということの見通しや検討というものはされているのか、どのようなになっていますか。

○議長(福島尚人君) 太田管理課主幹。

○管理課長(田口 寛君) ICT支援員につきましては、おっしゃるとおり、日常的な基本的なICT活用、授業する際の支援をサポートするものという形で配置するものというふうに認識してございます。現時点においては、今回のGIGAスクール構想によります急速かつ急激な学校のICT化を支援等するため国の補助事業を活用して、GIGAスクールサポーターが必要であるということで、今回計上させていただいておりますけれども、教職員につきましてはその内容を踏まえて従前から教職員本人も研修、研さんを積んでいただくというのは教育職員としての職務でもありますので、恒常的にそういう支援が必要かということ、そういうものではないものというふうに認識しております。現時点ではICT支援員を配置するという考えはございません。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 現時点ではないということでしたが、国の計画では2022年までに全国の小中学校の4校に1人ICT支援員を配置するという国の計画があります。それを待っているというか、国のそういう方針とかお金が出るの待っているということなのか、ではないと思いますが、教育委員会としても本当に今いろいろ教師の支援をやってくださっていると思うのですが、今授業をつくっていったり、オンラインのをつくっていかなければならない先生方にとっては、これますます授業づくりの工夫が求められている今、ICT支援員というものを配置していくというようなやはり早急な検討というのが必要ではないかと思いますが、どうですか、そういうことは、検討できませんか。

○議長(福嶋尚人君) 太田管理課主幹。

○管理課主幹(太田康紀君) おっしゃるとおり、文科省のほうで出しております教育のICT化に向けた環境整備計画の5か年計画ということで、2018年から2022年までの間で4校に1人程度の配置をするようにということで、ただこちらについては地方財政措置というような内容になってございます。こちらについては、交付税の算定の中の内訳の基礎数値として計算の中に入っているというものでございまして、それが当町において実際にどういうふうに必要なのかどうなのかというものについてはそれぞれの自治体が個別に判断すべきものというふうに考えてございます。繰り返しになりますけれども、先ほどのGIGAスクールサポーターは今回の急激、急速で対応が難しいという部分については私ども必要であるという認識の下、対応してございますけれども、それを今年度やったうちに次年度以降今すぐというふうなものを支援員を配置して対応するというふうなことは考えてございません。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 今考えていないということですが、今後もまた課題としていただきたいと思います。

次のモバイルルーターとかのことでお聞きしますが、モバイルルーターは185台たしか用意していたと思うのですが、54件の貸出しだということで、これはドリル学習をやっていることなのか、ちょっとこの理由、こんなに貸出しが進んでいない理由はなぜなのか。

○議長(福嶋尚人君) 太田管理課主幹。

○管理課主幹(太田康紀君) モバイルルーターは、おっしゃるとおり、185台昨年整備をしております。こちらについては、学校を通じてインターネット環境のない方というのを調査をさせていただきまして、そのうち御希望される方という方で対応しているところでございまして、こちらは6月時点で54台ということでございましたけれども、昨年から今までの間に貸したけれども、もう光回線を整備した、あるいはほかの対応をしたのでということで戻ってきているという台数も十数台ございますので、それは各家庭での御判断によるものというふうに考えてございます。これについては、使い道自体は基本的に制約しているものはございませんので、タブレット端末は当然つないで家庭学習等々使っていると思いますけれども、それ以上の内容についてはちょっと把握してございません。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) もう光回線につないだので戻ってきている分もあるという話なのですが、やっぱりこれからオンライン学習なりなんなり、ネット環境というのは必要になると思うので、積極的にモバイルルーターも普及、教育委員会ですしていると思うのですが、していただきたいと

思います。

通信費なのですが、月の1,000円プランを勧めていると。これ5時間使えるというのは、1日5時間使えるということですか。

○議長(福嶋尚人君) 太田管理課主幹。

○管理課主幹(太田康紀君) こちらについては、月に5時間というような容量で3ギガバイトという形になってございます。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 月に5時間というのだったらちょっと足りないのではないかなというふうに思いますし、必要な学習に充てようと思うと自己負担につながっていくことになるのではないかなと思うのですが、契約というか、通信費のことについて学校のほうにちょっとお聞きしたのですけれども、通信費の契約というのが個人、家庭に任されていて、個人契約になっているとのこと。学校では、子どもたちのそういう契約状況把握していないということでした。家庭学習の環境をちゃんと整えていくという意味で、漏れている家庭がないのかというようなこと、やっぱり教育委員会でそういう契約状況なりなんなりをきちっと今後把握していく必要あると思うのですが、どのように考えますか。

○議長(福嶋尚人君) 太田管理課主幹。

○管理課主幹(太田康紀君) ちょっとどこの学校で把握していないというふうに言ったのか分かりませんが、私どものほうでは3月時点で各学校のほうに照会をして、全ての学校、学級、千五百何人の児童生徒のうちインターネットある、なしというような形で、ないというふうに回答いただいたのは216名でしたということで、こちらについては既に調査をしているところでございます。

また、1か月5時間であれば短いのではないかと、足りないのではないかとということでもございましたけれども、こちらにつきましてはあくまでも今回就学援助の金額を参考とした際の、その中で対応するというものであればこういうものがありますというような御紹介をしたことでございまして、必ずしもこれにしてくださいということではありません。家庭によっては光回線を使っていれば月に5,000円や6,000円というのはかかってまいりますけれども、その一部の経費を負担するということが就学援助として対応しているところでございますので、そちらのほうは御理解いただきたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 通信費、御答弁た今今もですけれども、就学援助のことで通信費のことをお聞きしているのではなくて、私としてはやっぱりそういう教育というのは無償だということで、通信費がそういうふうにかかるということはどうなのだろうということでも質問をしています。これ6月7日の道新の記事ですけれども、こういう報道あったのです。義務教育の紙の教科書は国が無償で配付していたのに、タブレットで使うデジタル教科書については無償になる保証がないと書いています。端末の更新費用や家庭での通信費は、全額国庫負担になるかは不透明だと。それで、最後のほうに全国都道府県教育委員会連合会などが費用負担について家庭や自治体の財政状況によって教育格差が生じることがないように国が措置してほしいと要望を上げたという報道がありました。これGIGAスクールも義務教育としてやるのですから、無償というか、それが基本ですから、通信費などに自己負担がないようにというふうな方法でうちの町の教育委員会として

もやっぱりそちらの方向、そういう視点で考えていくべきではないかと思いますが、どうですか。

○議長(福嶋尚人君) 太田管理課主幹。

○管理課主幹(太田康紀君) こちら教育委員会連合会等で要望している内容についてもこちらでも把握はしてございます。それで、デジタル教科書は現在は有償でございまして、今後の動向については不明なものもありますけれども、連合会としては無償にするように要望をしているということでございますし、そのほかネットワーク環境ですとか_____ソフトウェア、端末の更新等については財政措置を講じるように要望しておりますけれども、この中においても通信費については家庭の負担軽減を図って下さいというような形で申し上げているところでございます。光回線を引きましたというときに全てを学習のみに使うかどうかというのは、正直教育委員会では分かりかねる部分がございます。その際に全てを小学生と中学生は町教委が無償で負担しますよということにはなかなかならないのではないかなというふうに考えておりますので、そちらのほうは御理解のほうお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 光回線とかの関係も分かりますけれども、就学援助とか低所得の家庭というのは本当に大変な面がありますし、そういう自己負担というものはそれでいいのだというふうに思うということではなくて、やはり国がちゃんと国庫負担をしていくというようなスタンスが必要だと思います。

修理費のところ、次のところ、修理費の質問にしたいと思いますが、故意には分かるのですが、重大な過失による破損は保護者負担になるということでしたが、重大な過失ということはどういうものを想定しているのか、ちょっとそれお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 太田管理課主幹。

○管理課主幹(太田康紀君) こちらについては児童生徒、保護者用にタブレット端末を使う際の活用のルール、あるいはガイドラインという形で既に配付をしております。その中では、タブレット端末を持ったまま走ったりですとか、かばんの下に置いて踏んだり、日光が直接当たることやストーブの近くなどに置いてはいけませんというようなごくごく一般的なことについてはお話というか、通知をさせていただいておりますので、こちらに対して壊れたものについては公費で負担をする、それ以外の例えば投げつけて壊したですとか、そういうものについては故意、また重大な過失に当たるだろうというふうに考えてございますので、それどのような内容というのはちょっと個別、個別の具体例によるかなと思いますけれども、それに応じて対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 分かりました。

それで、最後に教職員の負担軽減に関して教員の実態も含めてちょっと質問したいのですが、学校、休み時間が5分しかないのですが、先ほどタブレット毎日持って帰っていたり、学校のほうで平日は保管していて、土日だけというようなお話もあったのですが、タブレットを保管していて、学校で使う場合に保管してある場所から休み時間にワゴンで教室に運んでくると。一人一人に、子どもたちに渡してから授業が始まるというような状況があったり、新型コロナウイルス感染症の中で子どもも先生もうがいをしたり、手洗いをしたり、そして消毒したり、すごく多忙であると。特に教師は、タブレットもそうですけれども、手の触るところを全部拭い

て歩いたり、全部消毒して歩くというようなことも起こっています。ふだんでも教師は次の日の授業をつくるだけでも本当に多忙なのですけれども、今行事とかも新型コロナウイルス感染症で行事の立案も例年とは全然違ふとか、本当にいろんな負担が増えている状況があって、実はそのような状況を踏まえて、浦河町では清掃要員というのを町で雇ったということです。ぜひそういうようないろんな形でうちの町も全部管理運営のほうの設定もしていただいていたたり、本当にやっていたらと思うのですが、そういうような教師の負担軽減というのを、清掃要員みたいな、例えばですけれども、そういうような検討というのはしていただけないか、その辺をお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 太田管理課主幹。

○管理課主幹(太田康紀君) 働き方改革のところにも通ずるところもありますけれども、当町においては清掃要員ということでございますが、学校の規模に応じて校務補や事務生を今委託化してございますけれども、必ず全ての学校に配置をしているところでございます。北海道においてそういった作業が、スクールサポートスタッフという制度についても申請をしております。実際に昨年も今年も配置をしているというような内容でございますので、町教員としては清掃だけに限らないですけれども、そういったものも学校の要望に応じて随時対応しているというふうに考えておりますので、そのように御理解のほういただきたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) そういうふうにもいろいろと対応をしていただいているというふうに理解をいたします。

以上でそちらのほうの1つ目の質問のほうは終わります。

次に、生理の貧困のほうの再質問に入らせていただきます。関係部署と協議してまいりたいという前向きな御答弁をいただいたと思います。ここで言っている関係部署というのは何課と何課とか、またどのような機関を指しているのか、それとまたどのような協議をいつぐらいから始めるのか、その辺をお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 中島健康推進課長。

○健康推進課長(中島健治君) 先ほど壇上で御答弁した内容ですけれども、実際現段階では経済的な理由によって生理の貧困という相談例がないということがございまして、その協議については具体的な取扱いについてはまだ想定していないところが正直なところでございます。ただし、この生理の貧困問題につきましては他に貧困であるというだけでなく、様々な要因に起因して生じているものと考えているところでございまして、相談業務など通常業務の中で必要に応じて関係課との連携を図りながら解決、対応できるものについては対応していきたいという考えでございまして。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 女性参画であれば企画課だったり、今回の小中学校とかという配置とかなら教育委員会だったり、あと貧困が福祉だったりとかいろいろあると思います。実際これ具体化していく中では例えば社協だったり、ハローワークだったり、校長会だったりいろいろ出てくると思いますので、ぜひその辺積極的に庁内でも協議していただきたいと思います。

御答弁でも触れていただいたのですけれども、今この生理の貧困というのが世界的な社会問題になっていまして、ヨーロッパでもアジアでもアフリカでも世界中で貧困の問題、女性の社会進

出や衛生とか健康とか教育の問題として政治の優先課題に取り上げられていますので、スコットランドは2020年11月に世界で初めて必要な人全てに生理用品を無償配付する法律を可決して、本当に今学校や公共施設で配付しているということですが、この日本でもこの3月から5月の2か月間の間に生理用品の無償提供を公表した自治体が100を超えて、本当に今も、今現在もどんどん増え続けています。それで、私の今回の質問は対策の第一歩、初めの一歩としてまず学校とか公民館とか図書館とか、そういうところでトイレに無償で設置していただきたいという趣旨で質問いたしますので、そこに絞って質問します。既に4月に文部科学省からの通知で交付金を使って生理用品などの生活必需品の提供に触れている通知が来ていると思いますが、どのような中身でしたか。

○議長(福嶋尚人君) 田口管理課長。

○管理課長(田口 寛君) 今お尋ねの4月14日付の文科省から出ている通知のことだと思いますけれども、確かに道教委を通じまして町教委のほうに通知があったところでございます。これにつきましては、その通知内容については内閣府が実施致死する地域女性活躍推進交付金及び地域子供の未来応援交付金、これを活用して実施される事業についての教育委員会、学校への協力要請、協力依頼、というような通知内容になってございます。今申し上げた交付金2つありますけれども、一つは地方公共団体が先ほど議員さんもおっしゃっていましたがNPOだとか社会福祉協議会だとか、そういう団体に委託をして、女性への相談支援、それから居場所の提供などを行う場合にこの交付金を使って、その中の一部として女性や子どもたちへの一環とした事業の中で生理用品の提供を行うことも可能としているという事業のようでございます。それが国でいう交付金の対象の一つにまずしていると。もう一つは地域子供の未来応援交付金ということで、これも地方公共団体がNPOだとか社会福祉協議会だとかに委託をして、子ども食堂だとか学習支援といったような子どもの居場所ですか、そういったものをつくる、そういう事業を行う場合にその一環の中で、その事業の一環として生理用品の提供を行うという場合には、この交付金の対象になると。その対象になった際に教育委員会としても学校としても協力をしてくださいというような通知が4月14日付で文科省から出されているというところでございます。教育委員会としましては、そういった事業展開が今後された場合には学校と協議をしまして、適切なる対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 町全体の相談窓口とか、そういうことがあった上での使える交付金についてだったという説明だったと思うのですが、その一部の中に子どもと女性支援が入っていたという説明でしたが、その通知の中には生徒、学生の支援、手に取りやすい場所に置くとか、言い出しにくい児童生徒に配慮して、提供場所を保健室のほかにも設ける、必要とする児童生徒が安心して入手できるよう提供方法や配置場所を工夫を求めるといような、ちょっと入っています。交付金を絶対もらいたい、もらわないとできないのだ……ためというのではなくて、さっき御答弁にもいただきましたが、やはり今防災備品、転用したり、寄附もあるけれども、町独自に予算を組んで、何十万円かの予算ですから、どんどんやっているというところがいっぱいあるということと、実際に、4月の時点の通知ですから、私最初の質問で言ったのは6月16日に政府が決定した方針ではもっともっと前向きに中身が変わっているということは申し上げたいと思います。それで、政府がその後初めて学校への配付とかトイレ設置について調査をしたのですが、

そのような調査とかその結果についてもし分かればお答えください。

○議長(福嶋尚人君) 政府の調査ですか。

○10番(谷 園子君) 分かりませんか。

[何事か言う人あり]

○議長(福嶋尚人君) 谷君、政府の調査ですか。

○10番(谷 園子君) はい、そうです。

[何事か言う人あり]

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 申し訳ありません。政府が調査した中で、その時点では学校配付95自治体で、学校トイレの設置が13自治体ありました。日にちがたっていますので、現在はもっと増えているはずです。

それで、初めに述べましたみんなの生理という団体のアンケートなのですが、学生の48.7%の人が過去1年に生理が原因で学校を遅刻、早退、欠席していたことがあると回答しています。貧困の実態があるということとやっぱりそれがないと学校に行けないというのは女性にとって本当に生理用品は生活必需品であるということなのです。教育委員会にお聞きします。今子どもの貧困が7人に1人とも言われていますけれども、この町で保健室に行けばもらえるのですけれども、保健室以外にも学校の女子トイレに設置するという必要性についてはどのように考えていますか。

○議長(福嶋尚人君) 田口管理課長。

○管理課長(田口 寛君) 今現状では、各小中学校9校にあっては保健室に常備をして対応しているというところでございます。何か急に生理が来たりだとかした場合に対応しまして、保健室のほうで常備をしているというところなのですが、先ほど95自治体の学校ですか、学校のトイレに常備をしているというような統計結果が出ているということで、確実に今やっぱり日本的には増えてきているのかなというふうに思いますけれども、今現時点では教育委員会としてはトイレへの常備については考えてございません。ただ、先ほど申し上げましたとおり、交付金を使われて、学校に対して実施主体である事業者からもしそのような申出があった場合については適切に対応をしていきたいと、考慮していきたいというふうに考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 学校独自と、教育委員会としてはまだというお答えだったかと思うのですが、今保健室にもらいに行くという状況です、何か。ただ、子どもの中には保健室に行けないとか言い出しづらいとか持って行くのも恥ずかしいということがあったり、実際に家庭の事情とか父子家庭などでは親に買ってと言えないとか、本当にそういうような子どもの現状があるのです。やっぱり子どもが切ない思いしないようにという、そういうことで全国で今広がっているわけです。学習、そういう子どもたちのトイレに当たり前に、トイレットペーパーが当たり前にあるように、トイレットペーパーも大昔は備えられていなかったのですけれども、今は当たり前にあるのですけれども、やっぱりそういうふうにしていくということなのです。今町として支援窓口みたいな、そういうところがあればというような御答弁だったと思うのですが、学校としても。最後に、町長にお聞きします。こういう無償配付とかトイレや施設への、学校トイレへの配置とか、そういうのってやろうと思えばすぐできると思うのです。やったところのこういう規

模の町では本当に30万円万とか40万円万とかの予算です。初めに述べましたけれども、国からの交付金も来ますし、無償配置や設置……

○議長(福嶋尚人君) 質問簡略にしてください。

○10番(谷 園子君) はい。それで、白老町でも国の交付金を活用して、9月頃から無償配付をするという、児童生徒へも検討するというような答弁を議会でしたと報道されていますが、町長としてはこの生理用品の無料配付の仕組みというか、学校や公共施設、または必要な人への提供、そういうことを実施するというような考えはどうか。ありますか。

○議長(福嶋尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) 現時点では、私そのような考えを持ち合わせてございません。谷議員の今のお話をちょっと聞かせていただきましたけれども、どうしても我々、この町の行政を預かっている身としてこの町においてどういう現状にあるのか、そこの部分が谷議員のほうのいろんな方のお話を聞いて、この町においてこうなのだよと、だからやらなければならないのだよというような、そういうお話をいただければそうなのだという気持ちになれるのですけれども、我々この質問に対する勉強会をやったときにも現状では我々の役場のほうにもそういう声はない。なおかつ、根本の問題は生理用品だけではなくて、貧困というところに視点があるのだろうという、十分我々も議論した結果、今の担当課長からの答弁にもなっているところでございますので、そういう現実があるのであれば、言っていただければそうなのだ、それはやらなければならぬねということになるかというふうに思いますけれども、そこの部分もうちょっと我々としても実情を探りながら必要に応じて対応を、必要であればそのときにきちとした適切な処置をしまいたいというふうに考えているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 現時点で私のほうも伝え方が足りなかったのかなとも思いますが、この町の実態についてこれから探っていきたいという、そしてもしそういうことが明らかになったら実現に向けてやっていくというふうに捉えましたので、関係部署と協議をしながら、この町の貧困問題としての枠の中でのやっぱり取組なのだと思いますが、ぜひ今後の課題というか、そういうことを協議してやっていっていただきたい、それを申し上げまして、質問を終わります。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時26分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

11番、田畑君。

[11番 田畑隆章君質問者席へ]

○11番(田畑隆章君) 通告に従い、一般質問いたします。

公文書管理と利活用についてです。平成21年、2009年、公文書等の管理に関する法律が制定されて12年がたちました。国は行政公文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利活用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動が現在及び将来の国民に説明する責務を全うされるようにすることを目的とするとあります。また、我が町には文書管理規則と情報公開条例があります。今年是我が町が

政府の命令を受けた稲田家主従が開拓のくわを入れて150年になります。我が町の歴史は北海道の開拓の歴史でもあり、日本が国を開き、西洋近代化に学び、突き進んだ歴史を歩んできた町です。その歴史に学び、活用する事例も多いと思います。また、我が町の情報公開条例ができて15年たったので、具体例を挙げて質問します。これは、3月定例会予算審議の中で6款 農林水産業費、3項 水産業費の1、水産業総務費の(1)日本水難救済会救難所助成費の説明で、三石地区と静内地区の補助額の違いについて海難事故との関係があるのではないかと私なりに思い、調査する過程で見いだしたものです。日々行われてきた行政文書の保存と利活用について例を挙げて伺うので、以下お答え願いたいと思います。

歴史的事案はどのように保存され、利活用されているか。①旧三石町梟舞で昭和33年に発生し、19名の貴い命が失われた海難事故について、またこの事故を受けて、北海道知事に漁港整備を訴えた梟舞小の磯の子プロダクションについて記録、保存されている公文書があれば概要を伺いたい。

2番目、梟舞では昭和19年にも16名が海難事故で亡くなり、梟舞地区として大きなダメージを受けました。当時の福祉の在り方がどのようになされ、役場や民間のサポート体制はどうであったか、また義援金の募集と配付の仕方はどうであったかなどを伺いたい。また、これらのことを町及び町教委や学校でどう利活用されたか、福祉の現場で研修等に活用されたことがあるのか伺います。

3番目、海難と子どもたちが訴えた事案は今後の課題として町史、副読本に取り上げられてしるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

続きまして、2、文書保存台帳に記されている各手書き書類の表題はテキスト化を急ぐ必要がある。1、永久保存の文書。永久保存の文書は保存台帳にも表題タイトルが記載されているが、利活用に関し手書きされているもの、各書類の表題タイトルはテキスト化されていません。昭和以前に作られたものはほとんどそうだと思います。テキスト化をして、記録年月日や記載が進むと利用町民にとって目的の文書を検索しやすく、また図書館のレファレンスサービスも可能となるよう早急の対応も求めたいが、いかがでしょうか。

2番目、比較的新しい文書はデジタル化、クラウド化の中で、クラウド化の工夫で保存管理のスペースがゼロとなります。そして、全ての検索が可能となる。認識を伺います。

すばらしい手書きの3番目、すばらしい手書きの書類、昭和以前のものですけれども、すばらしい手書きの書類はこの30年で極めて少なくなりましたが、文化的価値が認められます。重要な公文書は博物館の特別展等で町史記載関係歴史行政文書展等の利活用を求めたいが、いかがでしょうか。

以上、よろしくお答えくださいませ。

○議長(福嶋尚人君) 村田文化振興課長。

[文化振興課長 村田美穂君登壇]

○文化振興課長(村田美穂君) 田畑議員から御質問の公文書管理と利活用について御答弁申し上げます。

最初に、大きな項目の1つ目、歴史的事案の保存方法と利活用についての1点目、昭和33年に発生した海難事故及び事故に関連した磯の子プロダクションに係る記録についてですが、図書館所蔵資料を精査したところ、海難事故については昭和46年3月発行の三石町史に災害発生状況に

関する記載があり、平成4年2月発行の追補三石町史に海難供養費に係る記載がありますが、その中で双方数行程度の記述が残されております。海難事故と併せて鳧舞小学校の磯の子プロダクションに係る記載がある資料としては、昭和51年3月発行の三石町開基100年記念誌、昭和60年6月発行の「鳧舞の姿」及び平成18年3月発行の三石町閉町記念誌の3点を図書館で所蔵しております。「鳧舞の姿」は、鳧舞生活改善センター落成を記念し、鳧舞連合自治会記念事業協賛会が編さんした資料であり、鳧舞地区の歴史、産業など章立てをし、詳細に記録しています。鳧舞漁協については3ページにわたる記述があり、大正3年をはじめとして7回の海難事故について記載があり、特に昭和33年の事故について事故の状況やその後の地域児童の活動、港の図面、写真、巻末資料として遭難者の氏名の掲載もあることから、現在確認できる一番詳細な資料です。また、三石町開基100年記念誌では磯の子プロダクションの活動について1ページを割き、児童の活動が昭和45年頃まで続けられたとの記述が確認できます。その他、図書館の所蔵資料ではございませんが、昭和36年1月発行の町広報第44号に磯の子プロダクションの発足について、昭和37年7月発行の町広報第49号に鳧舞漁港着工について記載があることを確認しております。御質問の冒頭で述べられました公文書等の管理に関する法律で対象とされております行政文書についてですが、海難事故及び磯の子プロダクションに係る文書は確認できませんでした。

2点目の事故発生当時の役場や民間のサポート体制、義援金など福祉の状況とこれらのことを町や学校、福祉現場などで研修などに活用されたかについてですが、御質問の内容が分かる当時の記録等が確認できないためお答えすることができません。また、教職員及び福祉現場への研修での活用実態はございません。

3点目の海難事故及び子どもたちの活動について町史や副読本への掲載についてですが、町史については1つ目の御質問へのお答えとして述べましたとおりの状況となっております。社会科副読本は小学校3年、4年生の社会科の教科書に準拠した教材でありますので、学習指導要領に示された内容や取扱いに即したものでなければなりません。今回の磯の子プロダクションについての記述に関しては、学習指導要領上3、4年生での学習内容に沿っているものとはなりませんので、取り上げる考えはございません。

御質問の大きな項目の2つ目、文書保存台帳に記されている各手書き書類表題の早急なテキスト化についての1点目、文書保存台帳のテキスト化と図書館でのレファレンスサービスの導入及び2点目、公文書のデジタル化とクラウド化による省スペース化や検索データベースの認識につきまして関連がございますので、一括して御答弁申し上げます。初めに、公文書の管理について少し御説明をさせていただきますが、本町の公文書は新ひだか町文書管理規則に規定されておりました。完結した文書につきましては文書の内容ごとに永久、10年、5年、1年の4種類に区分して編さんし、文書保存台帳に登録後、書庫に収蔵することとしております。また、収蔵された文書は原則職員以外にサクランさせることはできないこととしておりました。公文書の開示に当たりましては町政に関する情報の知る権利を町民に保障するため、新ひだか町情報公開条例において開示請求の手续や開示可能な情報等を定めております。御質問にあります文書保存台帳のテキスト化でございますが、古くからの文書保存台帳は手書きの台帳となっておりますが、パソコンでのデータ作成が普及した以降の保存台帳につきましては紙と同時にエクセル形式でも管理しておりますので、一部ではありますが、検索等にも対応できる状況にあります。また、公文書のデジタル化やクラウド化による省スペース化やデータベース化による検索機能の導入につきまし

では、十分認識してございます。昨年12月に総務省が定めた自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画においても、自治体においては自らが担う行政サービスについてデジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められておりました。新型コロナウイルス感染症の影響が長く続く今日の状況においては、行政手続における押印の見直しなどと同様にオンラインでの行政手続や文書、内部決裁のデジタル化についても今後取り組んでいくべきものと認識しております。公文書のデジタル化に向けては、クラウド化を含めたデジタルデータの保管先確保やセキュリティー対策の強化は当然ながら、そのほかにもデータの保存方法や保存年限の見直し、既存公文書の整理を進めるとともに、現在行っている文書の作成、決裁、保存等の一連の手続をデジタル上で完結することが必要となり、対応するシステム導入や事務決裁手続の見直しが必須となります。また、デジタル化は住民サービスの利便性向上や内部業務の効率化に非常に大きな効果をもたらしますが、一方で多額のコストが生じるため財源の確保が必要となります。住民ニーズの多様化が進む中で、各世代への社会福祉施策のほか、新型コロナウイルス感染症への予防対策や経済対策など各種行政サービスについても文書管理のデジタル化と同様に限られた財源の中で進めていかなければなりません。デジタル化による利便性の向上とコストへの負担感の両方の視点を持ちながら、さらなるデジタル化へ向けて調査研究を進めてまいります。

なお、御質問の中にありました図書館のレファレンスサービスでございますが、図書館の業務として大きなウエイトを占めるものであり、読書案内のような数十分で対応できる比較的軽い案件から地域の歴史に関することなど対応に数日を要する案件まで幅広い業務内容となっております。このレファレンスサービスは利用者からの申出を受け、自館で所蔵している資料、図書館間協力により取り寄せ可能な資料、加えてインターネット上の情報も集め、整理し、利用者との結びつけるものでありまして、図書館が調査を代行し、利用者に答えを提示するものではございません。図書館としては時間の資料収集方針に基づき行政資料も地域資料として積極的に収集しておりますが、予算書や議会会議録、町等が発行する各種計画や案内、自治会など地域が主体となって発行する資料など冊子体となっている資料を対象としており、いわゆる事務決裁文書などの公文書は収集対象としておりません。

最後に、3点目、博物館特別展等での重要な公文書の利用、利活用についてですが、博物館では歴史資料として重要な公文書等を展示することができる環境と設備を備えておりますので、公文書等を展示すること自体は容易なことですが、田畑議員御提案の町史記載関係歴史行政文書展の展示資料となる公文書等につきましてはその所在を把握しておりませんので、未把握資料の利活用についてこの場でお求めになられましても、現時点では御要望にお答えすることはできかねますことを御理解願います。

なお、博物館は歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して、教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関でありますことから、当然公文書等も収集、保管、展示等の対象となりますが、その収集の時期は町史編さんの折など保存、活用について検討する上でちょうどよい機会に行うのが適切と考えております。

以上、御答弁といたします。

○議長(福島尚人君) 11番、田畑君。

○11番(田畑隆章君) ありがとうございます。磯の子プロダクション、あるいは19名が亡くなった海難事故についての資料がないということで非常に残念なのですけれども、そこなぜなかったというか、多分一生懸命調査されたと思うのだけれども、何か理由があるかと思うのですけれども、その辺はあったら教えてほしいのですが。

○議長(福島尚人君) 米田地域振興部長。

○地域振興部長(米田和哉君) 公文書がなかったということで、大きく考えて2つ理由があると思います。まず、1つ目が昭和63年だったと思いますけれども、三石の当時の役場に書庫が役場の中の書庫と外の書庫があったのですけれども、その外の書庫が火災に遭ったということで、かなりの公文書が消失したということがございました。それがまず1点目、2点目といたしましてはそもそも公文書があったかどうかということなのです。例えば今磯の子プロダクションに関しましても海難事故に関しましても町で公文書を残すとしたらどのような形で残すのかなと。例えば福祉の担当が行って記録をする、または水産担当が行って記録をした、それをてんまつするといった文書があったのか、それも永久保存であったものかということも、それも分かっています。あと、残る可能性があるとしたら、ちょっと後段のほうに御質問ありました義援金とか寄附金とかというものののですけれども、例えば町が一回寄附を受けて、プロダクションにお支払いするといった場合には、この寄附に関しては永久保存となっています。それで、今の三石庁舎のほうにこの当時の寄附台帳もございました。それで、中を確認したのですけれども、この義援金とか磯の子に対するものということでの寄附というものもございませんでした。ということで、今お答えできるのはもし記録したものがあっても今ないということは火災で焼失したか、それとももともとなかったかというのはちょっと私の段階では分かってはおりません。

○議長(福島尚人君) 11番、田畑君。

○11番(田畑隆章君) 私も上から目線で調査しろ、それでどうだというようなことになるのは避けたいと思ひまして、道立図書館のほうにレファレンスサービス受けました。この海難事故と、それから磯の子プロダクションについて何か記載ありませんかというふうに答えを求めたのですけれども、海難事故のほうは正直言いますと警察、あるいはそういったほうからの書類というのはなかなか残らないのが一般的かなというふうな感じで、残っていなかったということ、これから出てくる可能性はあるのですけれども、ただ新聞にこれだけありますよということで、昭和36年2月3日、13日、23日が2つ、2種類記事が出ていました。どんなふうな記事か。ちょっと読みます。どういう事案だったのかというのを理解されないと、ここに記録されるかどうかというのとは分からないと思うので、ちょっと読みます。撮影を始める前に必要な機材は児童たちの熱意に動かされた町内有識者がほとんど寄附してくれた。作品名は「磯の子どもたち」、テーマは私たちの部落の実態を自主的に見詰め、そしてそこから出てくる問題をどう解決しなければならないかを考えようと決まった。そして、町長、漁協組合長、教育長、部落の父母、誰もが鳧舞部落の現状に同情を寄せており、そして部落再建には船入り場が必要だ、船入り場、そして築港の建設が第一であることを認め、これは目の前で死んでいった父や兄を持った者も少なくなく、船入り場さえあったらという思い返すことの多い子どもたちの願いにも通じたと。部落の歴史から始まり、現在の部落くらい……

○議長(福嶋尚人君) 田畑君、よく研究されているのは分かるのですが、今回の一般質問の公文書管理と利活用の質問ですから。

○11番(田畑隆章君) こういった状況があります。ですから、多分公文書として検索が可能であれば、きっとどっかに出てくると思うのです。当時の町長は名誉町長でありますので、名誉町民でありますので、町長一件の資料としての中身に入っているかもしれないし、挨拶文の中に入っているかもしれないし、そういったことで、あるいは道のほうに、知事のほうに要望して、知事のほうからこういうようなことがあったということなので、町のほうから知事のほうに、道のほうに依頼をしていただければありがたいと思うのですが、この件についていかがでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 坂総務部長。

○総務部長(坂 将樹君) ただいま田畑議員のほうから依頼の話がありましたけれども、今回一般質問でこれ取り上げていただきましたが、今町のほうとしてはこれを依頼してまで収集するという段階にはありませんので、そのような予定はないということでお答えさせていただきたいと思えます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、田畑君。

○11番(田畑隆章君) 実は鳧舞に地区につきましては昭和19年にも16名亡くなって、非常に地域としてダメージを受けた中で、旧三石町におかれましては一生懸命元気をつけよう、その一つの磯の子プロダクションだったのかと思います。町民挙げて頑張れよというようなことが見てとれるものですから、こういった貴重な事柄についてしっかりと記録し、そして将来ともに残していくべきと私は思っています。

それで、歴史ということについて、好きなものがやっているからというふうにとられるかもしれないのですが、でもやはり畑端議員の一般質問の中に関係人口を増やすというようなことがあったと思うのですが、札幌三石会とか静内会とか、そういったところ、あるいはここから巣立っていった人たちに対する歴史的な関係というものをつくっていくことによって関係人口というのは……

○議長(福嶋尚人君) 田畑君、思いは分かるのですが、今回の質問の中身と違いますので、それを考えて質問してください。

○11番(田畑隆章君) 分かりました。それで、テキスト化についてなのですが、既にデジタル化されているものについてはできていますよということなのですが、手書きの部分についてはお答えが出ていないと思うのですが、この手書きの部分、何とか早くテキスト化してほしいと思うのですが、その辺についてはいかがですか。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) ただいま質問いただいたのは公文書の保存の関係の台帳整理というふうなところで、表題のほうを台帳のほうで整理しているというふうな中で、内容まではデジタルでは管理はしてございません。それで、最近のものはエクセル等で管理しておりまして、表題を検索すればヒットするというふうな流れになるのですが、古いものにつきましてはそのままではまだデータができていないというのが現状でございます。このままでいいのかということではないので、それが早急に今やっている作業を中止してでもやれというふうな業務なのか、それとも時間をかけながらやっていくものなのか、その辺につきましては今後作業していきながらやっていきたいというふうにご検討しておりますので、やらないというわけではなくて、少しお時間を

いただきながら整理をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、田畑君。

○11番(田畑隆章君) ありがとうございます。テキスト化されている部分についてはエクセルでやられているといいますので、エクセルで引き続き表題のテキスト化、それから分類化をしていけば私はそんな費用がかかるとかということではないと思っています。ただ、時間がかかるというのが問題ですけれども、そこもう一回確認ですけれども、時間かかってもテキスト化はされていくということによろしいですね。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) 公文書のデジタル管理というふうなことで申し上げますと、決裁の表題、これだけがデジタル化では意味がございませんので、その内容も全てデジタル化にしなければ意味がないというふうなものになると思っております。今お答えしたのは、管理している文書の表題、こちらのほうを管理台帳のほうで管理してございますので、その辺については直近のものについては整理終わっていると。今後古いものについても表題の台帳整備を進めていくというふうなもので、本来のデジタル化とはちょっと違うのかなというふうに考えております。本来のデジタル化になりますと、費用がかなり、億単位でかかってくるものと認識しておりますので、その辺について、壇上でも申し上げましたけれども、費用対効果のほう考えながら時間をいただいて、研究、調査をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、田畑君。

○11番(田畑隆章君) 私もここでは手書き文字であってもテキスト化するソフトもありますけれども、そこまでは求めない。現物をそのまま保存していただいて、これから出てくるものについてはスペースがなくても大丈夫、だから今までのものは現物を保存すればいい。ただし、それが2週間ですか、情報公開の場合には書類をあるとかないとか、開示できる、できないとかいうのを2週間以内にされるのだと思いますけれども、それであっても開示できるものは開示してただけということであればそれはそれでいいのではないかと考えているのですが、そういう認識でよろしいですか。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) 情報公開条例による対応につきましては、今も対応してございます。これまでもそういう申請がございましたら内容を確認させていただいて、対応しているというふうな状況にございますので、当分の間はそれでやっていけるのかなというふうな認識でございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、田畑君。

○11番(田畑隆章君) ただ、今までやられているというけれども、件数も多分少なかったのだと。以前私見せていただいたけれども、500ページか1,000ページあるか、そういう書類を1行1行見ていくというのは基本的には無理でないかなと思います。そして、しかも時代、年代ごとに出てくるわけじゃなくて、そこもいろいろなものが入っているので、探していくのは至難の業というか、大変だと思います。でも、大丈夫だと思います。そうやってテキスト化、ただ早くしてほしいのです、テキスト化していくのは。ただ、していかれる、必ずしていけば来年、あるいは再来年に上がるのでないかなと思っております。その辺はいかがですか。

○議長(福嶋尚人君) 坂総務部長。

○総務部長(坂 将樹君) 情報公開については、申請いただいた内容に応じて、その内容で今もちゃんと対応しております。それから、テキスト化については実はエクセルデータにする前の量が非常に多いのです。そちらのほうが逆に量が多いということで、今田畑議員が来年、再来年というようなお話がありましたけれども、表題を一覧にまとめるだけでも結構な年数がかかると思います。ですから、来年、再来年にできるというようなお約束はできませんけれども、これについてはやらないとならない業務だというのは認識してございますので、一般の業務もありますから、その中でそれらの対応についても今後やっていきたいというふうに考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、田畑君。

○11番(田畑隆章君) これが出来上がると、例えばうちは馬の産業の強い町ですけども、馬と入れたら何項目かざっと出てくる。その中のこれを知りたいとかと、そういうような使い方もできると思うのです。例えばうちの町には競馬場がありました。そこで馬券を売っていました。その辺の公文書とかというのは、これから馬のお客さん等々を案内するときに非常にいい資料になっていくのですけれども、今のところなかなかそれを調べるとするのは難しいかなと思っております。ですから、なるべく早急にしてほしいなと思っております。この件について町長はいかが。

○議長(福嶋尚人君) 本庄副町長。

○副町長(本庄康浩君) 私もずっと担当していたので、あれなのですけれども、表題検索をかけても今おっしゃっているような文書保存台帳の、表題、それに検索をかけてもそこに文言乗ってこなかったらヒットしないのです。ですから、先ほどから担当が言っているのは本来公文書そのもの、マイクロ化するなりなんなりして、それをデジタル化したことによって検索____今のうちの例規みたいな仕組みに全文が乗ってこないと検索は機能しない。なぜ何年もかかるかと言っていると、今保存台帳自体は永久保存のもの、5年のもの、10年、5年、1年というのをさっき御説明しましたけれども、これを既に廃棄されたもの、これも全部台帳管理しなければならぬのです。というのは、これあるのといったときにこれ10年前に廃棄していますよということが分からなければならぬから、ですからこれについては今まではずっと古い時代は手書きで何年何月何日廃棄配置というふうな記載まで残しているわけです。ですから、1年に何千冊も引き継がれる文書が出てくるものですから、それを表題だけでも検索化というか、デジタル化しようとする物すごい量になるので、業者委託すれば、当時で私どもが担当のところで億単位でしたから、今どのぐらいかかるのかちょっと想像できませんけれども、それくらいの難作業になるということで、今永久保存のものだけ例えば台帳管理し、まずはパソコンに入れてくれというのだったらできると思うのですけれども、そういう趣旨で申し上げておりますので、御理解願います。

○議長(福嶋尚人君) 11番、田畑君。

○11番(田畑隆章君) 実はこの法律ができたということで、その解説を見ていると、町田市が取り組んでいるということで、町田市のほうに聞きました。そうすると、テキスト化しているのかいと聞いたら、いや、していないで、退職した再任用の私が市民からこういったものを探したいのだと言われたときに勘を働かせて、ここにあるだろうというのを探します。だから、タイトルだけでは大変難しいと思いますよというふうなことはお聞きしております。ただ、その書類全部をテキスト化する必要は私はないと思う。大抵昔の人たちはしっかり最初の何項目で分かるような形をしているので、そこのところだけタイトルプラス内容という形にすれば、そんなに難しくは……そう言ったら申し訳ないけれども、できるのでないかなと思っております。そういうような

ことで、中身は現物を見る。タイトルに少し付加していただければできるのではないかなと思っております。

○議長(福嶋尚人君) それ……

○11番(田畑隆章君) よろしいですか・

○議長(福嶋尚人君) 田畑君の意見でしょう。違うのですか。

○11番(田畑隆章君) いやいや、そうやってできますかと聞いているのです。

○議長(福嶋尚人君) 坂総務部長。

○総務部長(坂 将樹君) 今の文書というのは、最後完結したら1冊につづるのですが、そのつづりごとに永久、先ほど副町長も、10年とありますけれども、そこにつづらさっている文書は総体的に永久なのですけれども、1冊でつづるものですから、その中には永久のものもあれば実際は1年で廃棄できるもの、10年で廃棄できるものというのがあるのです。それを先ほど総務課長が言ったのですけれども、全部細かく書いている中身まで検索するとなると、そういう作業もしないとならないのです、実は。それで、最終的にそういうものをつくるということになるので、かなりその作業としては難しいとは思いますが。ただ、先ほど副町長言ったとおり、その表題の部分の作業というのは現在も進めておりますので、それがすぐできるかどうかというのはなかなか難しいですけれども、できる範囲内で早くやっていきたいというふうに考えているということでございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、田畑君。

○11番(田畑隆章君) それでは、なるべく早急にやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長(福嶋尚人君) 説明員の入替えがありますので、暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時08分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

2番、川端君。

〔2番 川端克美君質問者席へ〕

○2番(川端克美君) 通告している1件、JR日高線鷗川様似間の廃線に伴うJR北海道からの支援金について一般質問を行います。

2015年1月の災害によりJR日高線は運休止、その後の度重なる災害により復旧を断念し、今年4月1日、旧来のバス交通、鉄道交通を通学、通院に重きを置きながら再編する形でバス転換が行われました。JR日高線は1937年に様似駅まで開通していますが、静内駅までは日高拓殖鉄道として1926年に開通し、今年で95年になるわけですが、国有化の後、三石駅までは1933年に開通をしています。高速の大量輸送交通機関として、JR日高線は開通から私たちの重要な移動手段となっていました。一つの時代を終えたなど、一つ時代の役割を終えたなど感慨を深く持っています。今、日高管内の人口は発表があるごとに人数を減らし、地域の将来像を思い描くのさえ困難な状況にあると思いますが、相まって高齢化し自動車運転免許証の返納など今後公共交通の重要性が一段と増していくとともに、その維持は困難さを増していくのではないかと思っています。

います。廃線が決まってからのバス転換による広域幹線交通は早くまとまったのではないかと考えていますが、転換バスは既存のバス交通事業者が運行するものであり、JR日高線があったときには利用者がその運賃を負担するだけであったのに比べ、転換バスはその運行に自治体の負担も生じてくることになっております。早期のバス転換、利用の利便性の向上に意識が向かい、負担のことはなおざりになっていたような気がしています。日高管内各町全体としてどのような負担の下にバス転換交通が行われていくのか。将来どのような交通状況になるか分かりませんが、公共交通の確保は重要な課題であり、日高管内の交通体系について協議の経過はともかくとして、結果としての計画を利用者負担の増、自治体負担を明らかにしていただきたい、こう思っております。4月1日から開始されたバス転換に関して、JR北海道から次の経費が拠出されます。1つは18年間の転換バスの運行経費などとして20億5,500万円、もう一つは地域振興費として5億円です。これらの拠出金及びその管理並びに鉄道施設の管理についてお伺いをします。

新聞報道によると、18年間の運行経費をJRや北海道に再計算してもらった結果、20億5,500万円が賄えることが分かったとありましたが、路線やダイヤの運行形態はどのような積算となっているのか。これは20億5,500万円の拠出金が18年間の経費として使途は何に幾ら見込まれるということか、低床バス車両の購入や維持、路線ダイヤはどのような見通しの中で経費が使われていくのか、18年経過した後はどのような形が見通されているのかということです。19年後にはこのお金はなくなるのか。JRからいただいたといえバスの運行に18年間で公金が20億円使われるということになります。今年2月に日高町村会と日高地域広域公共交通確保対策協議会、JR北海道、日高振興局でこうしたバス転換が維持されていく姿を明確に説明をしていただきたいというものであります。そのために資料請求を行ったところであります。

次に、20億5,500万円について、その管理は管内各町長による協定書、あるいは覚書が作成されるようではありますが、それはいつ頃どのような内容となるのか。

3点目に、20億5,500万円の拠出金を我が町の会計で管理する場合、予算、決算の公表の際、多額の基金の増減についてどのような説明を行うのかということです。この拠出金は本来どこの町に属するものでもなく、広域連合のような組織で管理すべき資金だと考えます。我が町の会計で処理すること自体に無理があるのではないかと、そう思っています。町広報でも基金や起債は便宜的に貯金、借金と表記されております。我が町のお金でないものが貯金とされることに釈然としない思いを感じております。この資金はいずれ収支ゼロとなり、町民にも財政にも負担が生じないにしても、我が町のお金でないお金が我が町の会計で処理される。この会計処理をどのように説明されるのかお伺いをいたします。

4点目に、鉄道駅の有無にかかわらず、今後管内7町が交通機関としてのバスを維持していくためにはJR北海道からの18年間の運行経費とされている拠出金は我が町の会計で管理するのではなく、各町に均等に配分し、各町それぞれ基金を造成し、年々の経費を均等に負担していくのが明確な財政運営と考えますが、いかがお考えでしょうか。今となっては難しいと思いますが、財政制度、会計制度をより適切に運営していくことが行政には求められているというふうに思いますが、お考えをお伺いしたい。

5点目に、地域振興費の5億円の各町への配分に関して、半分の2億5,000万円は各町の財政規模に応じて配分されることとありますが、配分の根拠とされる財政規模とバス転換の関係性とはどのようなものなのか理解ができません。財政規模の根拠は、将来財源不足を来したときに不

足分の拠出根拠になる恐れはないのか大変危惧をすところであります。19年以降の7町の負担は、毎年幾ら想定されているのか。端的に言いますと、財政規模に応じた配分となった理由は何なのか、将来財源不足となったときの対応はどのように決められているのか、19年以降の運営形態はどのように想定されているのか、そのときの経費の負担はどうなるのかというものであります。

最後に、廃線後のJR施設、駅舎、線路、踏切など、この管理はどうなるのか。

以上についてお伺いをいたします。質問が相互に関連し、重複することも多くなりましたけれども、答弁は端的にお願いをしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 柴田企画課長。

[企画課長 柴田 隆君登壇]

○企画課長(柴田 隆君) 川端議員から御質問のJR日高線鶴川様似間の廃線に伴うJR北海道からの支援金について御答弁申し上げ前に、このたび川端議員より資料請求として18年間の積算運行経費を求められておりましたが、この情報につきましては7町長による会議の協議によりまして公開しない取扱いを定めておりますことから、大変申し訳ありませんが、配付することができないことを御理解いただきたいと存じます。

それでは、答弁に入らせていただきます。初めに、1点目の路線やダイヤの運行形態はどのような積算になっているのかについてでございますが、管内町長会議の中での申合せにより積算の詳細まではお示しできませんが、現在の運行や乗車状況等をベースに運行に要する経費、想定される運賃収入、国等からの補助金額などを積算しながら向こう18年間において7町が負担することとなる金額を積算した結果、JR北海道からの拠出金よりも少ない額であることが確認できたことから、20億5,500万円という額を妥当な額と認定したものでございます。なお、7町が負担する経費の主な内訳としましては、運行赤字の補填、運行に必要なバス車両の購入及びメンテナンス費用、また運賃徴収や運行管理に必要なシステムや機器などの購入、これらの経費を地元で持つというものでございます。

次に、2点目の20億5,500万円の管理について、管内各町長による協定書、あるいは覚書をいつ頃、どのような内容となるかということでございますが、今回の定例会に上程してございます基金条例が可決された後に早い段階で日高地域広域公共交通確保対策協議会の臨時総会を開催し、協定書の内容について7町長の承諾を得た上で書面を取り交わす方向で考えてございます。協定書の内容につきましては、JR北海道からの支援金を7町を代表して新ひだか町が一括で収入すること、またその財源を基金に積み立てて管理していくことなどを記載する方向で考えてございます。

次に、3点目の同拠出金を町の会計で管理する場合、予算、決算の公表の際、基金の増減についてどのような説明を行うかということでございますが、今回の基金は他の基金同様に町の基金として管理することになりますので、公表の際の説明も他の基金が増減したときと同様にその理由そのものについて御説明することになるものと考えてございます。

次に、4点目の拠出金を当町の会計で管理するのではなく、各町に均等に配分し、それぞれ基金を造成し、年々の経費を均等に負担することが明確な財政運営ではないかについてでございますが、確かに議員がおっしゃる方法で管理することも理屈としては可能でございますが、さきの総務文教常任委員会でも御説明したとおり、このような選択肢に至るまでに当たりましては様々

な選択肢につきまして各町長の間で議論があったところをごさいますて、最終的に最も安全かつ円滑に管理できる手法として7町長の協議がこのような内容に結論を出したものでございまして、御理解いただきたいと存じます。

次に、5点目の5億円の配分の根拠とされる財政規模とバス転換の関係性はどのようなものなのか、将来財政不足が来たときに不足分の拠出根拠になる恐れはないか、19年後以降の7町の負担は毎年幾ら想定されているかについてでございますが、5億円につきましてはあくまで各町における地域振興策に活用するための財源としてJR北海道が拠出したものでございまして、バス転換とは直接的に関連しないことから、今回限りの配分方法とする旨を7町協議の中で確認しておりますので、議員が御心配されているようなことはございません。また、19年後以降の7町の負担についてですが、4月から運行開始しているバス路線につきましては、乗客に生じる不便や支障など把握しつつ、また実際の乗客数や収支状況などを数値的な部分も踏まえながら必要な時期に必要な見直しを繰り返し行っていくことになるものと考えてございまして。したがって、現時点で19年先の状況が固まっていない中で、7町の負担を現時点で明確にすることは難しいことを御理解いただきたいと思っております。

最後に、6点目の廃線後のJR施設の管理はどうなるのかについてでございますが、JR資産の利活用につきましてはまだ結論に至っておりません。現在JR北海道と協議中でありまして、現時点ではJR北海道が管理しておりますが、今後町が資産を取得するようなケースになってきた場合には町が直接管理することになるものと考えてございまして。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 2番、川端君。

○2番(川端克美君) 簡潔で非常に分かりやすい答弁だったのですけれども、やはり納得できないところ多いです。町長会議自体再三議会としても公開するように求めていましたし、町長も町長会議の中で公開してほしいという意見が強かったと。新ひだか町の議会としては公開してほしいという要望も伝えていた結果であったのですけれども、ずっと非公開だったということになったと思うのです。それは交渉事だからという説明だったと思うのです。ただ、もう交渉も全部終わって、一段落ついたと、結果も出たという中で、その結果について説明していけないという理由はどうなのでしょう。18年間の経費がJRからの拠出金以内であると。どういう形だから20億5,500万円以内なのか。交渉結果、交渉は全部まとまって、そして今の形になっていますよね。僕今の形、そんな悪い形だと思いません。思わないのですけれども、いろいろ交渉の経過、内容までは説明できないけれども、こういうことになって、こういうふうにはやっているとこの説明もできないのですか。資料も公開できないのですか。

○議長(福嶋尚人君) 柴田企画課長。

○企画課長(柴田 隆君) 結論から申しますと、公開できません。その理由でございますが、今回の試算については、先ほど壇上でも申し上げましたが、現時点での情報をベースに、平たく申しますと今乗っている乗客が18年間ずっと乗り続けるですとか、物価とかも含めてですけれども、あくまで現時点で18年先を見据える中で、今の状態が続けばという計算をしてございまして。それはあくまで試算の範囲を超えないわけでごさいますて、現実的には多分乗客の増減が今後出てくるのではないかと存じます。そういう中で、そういう前提での情報を世に出したときにやはり誤解も招きますし、あまり理解を深めていただく上ではいい情報ではないのかなというふうにして

おります。それよりも我々は今新しく構築したバス路線のことをよく知っていただいて、たくさん乗っていただく方向に住民に情報は出していきたいというふうに考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 2番、川端君。

○2番(川端克美君) 現状とこうした将来……

[何事か言う人あり]

○2番(川端克美君) 今朝畑端議員の一般質問の中で人口問題のことありました。1万3,000くらいですか、20年後。だから、大変人口が減っていく、それに対して利用も減っていく、それも当然予想される場所ですし、難しいなということも分かります。ここに副町長いらっしゃるんですけども、合併時現状こうだよと、10年後こうするよ、土地をこうするよ、その時々計画として最終的な形、こういうふうにしたいのだというようなことも協議の中で協議をして、そして明確にしながら、それが結果違ったにしても、いろんな事情があつて違っていくにしても2021年の4月1日にバス転換をして、こういう形を私たちは決めましたと。それがいろんな事情の中で18年後変わったにしても当時はそういう想定の中で決めたのだと、そういうことを明確にしてもいいかと思うのです。それはもちろん負担、先ほど言いましたバスの購入費であるとかシステムの構築費、そういったものも含めて18年間で20億5,500万円、これがどのくらい内々で収まったのか分かりませんが、そういったことを公表してもいいのでないか。それは、結果に対する説明だと思うのです。説明責任ということが十分に果たされていないのでないか。将来18年後、19年後どうなっていくか分からない、そのときにちょっと計画がどうだったねという反省もできるかと思うのですけれども、全く分からないし、自分たちを信じてくれ、そして経費は町民にも迷惑かけないし、町財政にも迷惑かけない、そういうものではないと思うのです。そして、例えば戦争……戦争ではないですね、どこの世界だって何年かしたらそれを公開するよと。今は秘密だけれども、情報公開はしないけれども、10年後、20年後、30年後、あるいは50年後文書は出しますよと、そういった取決めもないのですか。

○議長(福嶋尚人君) 柴田企画課長。

○企画課長(柴田 隆君) 議員おっしゃることも理解はしておりますが、結果として7町会議の中でこの情報を、資料を出さないという決定があつて、そこから何も変更していない以上、私の口からではお出ししますということにはなかなかならないと思っております。それで、今私が申し上げたのは、今、やっぱり18年先ですから、私だって予測すれといっても難しい話なので、あくまで現状ベースで北海道なりバス事業者と協力を得ながら試算はしたのですけれども、それはあくまで現時点のままいったならばの予測の数字であつて、これが19年後確約するものではないということでございますので、その情報を公に出したときに要らぬ誤解ですとか招くしかないのかなというふうに思っております。我々は今、恐らく今後人口減少も進んでいく中で、今の乗客を今までどおり維持するためにはもっと利用を上げてもらうしかないと思っております。そのための努力はしながら、それでもかなわない部分についてはやはり見直しをかけていかなければ、この20億5,500万円が切れる時期がどんどん早くなっていくということでございますので、そちらのほうにエネルギーを今から注ぎたいと思つているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 2番、川端君。

○2番(川端克美君) 大変御苦労されたということは、十分に推測できる場所です。ただ、18年間想定しながらこういうふうな計画でいきますということなぜ公表できないのですか。今まで答

弁された企画課長は……

○議長(福嶋尚人君) 川端君、同じ質問になりますので、7町長会議で決まったことですから、それを御理解した上で質問してください。

○2番(川端克美君) これ……この問題についてもう一度だけ聞きます。

これは、もう永久に資料は出さないということなのですか、町長。

○議長(福嶋尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) 柴田企画課長から現状の取扱いについては説明をいたしたとおりでございます。4月1日以降バス転換になりまして、当時の協議に係る資料を出すか出さないかということについては7町長の間では話し合っておりません。というのは、今川端議員からお話ありましたとおりで、将来とも出すのか出さないのかという御質問だったというふうに思いますけれども、それについても話し合っておりません。ですから、例えば川端議員のおっしゃるとおり、将来、そしたらいつなったら出すのだということ町長会議の中で話す場面というのは持つことはやぶさかではないですけれども、現時点においては資料として出すわけにはいかないということでございます。また、度々の町長会議のときに、その時々にはプレス発表もしていますし、あるいは議員の皆様にもオープンにできる資料につきましてはファックスなどでお知らせしているところでございます。現状世の中に出ている資料につきましてはそれ以上のものはないというのが事実です。そのときの資料はぜひ示すべきだという強い御意見があるのであれば、私の口から町長会議の場で諮ることはやぶさかではございませんが、その結果どうなるかということについては私の今の立場の中で明確にお話しすることにはならないというふうに思っております。

○議長(福嶋尚人君) 2番、川端君。

○2番(川端克美君) 町長会議のお話というのはよく分かりました。ただ、今表題的に20億5,500万円、それが18年間持つのだということが分かった。町長は分かったのかもしれないのですけれども、私は全く分からないと。どういう形になって持つのかというのが示されない限り、分かったというのを信じてくれというだけの話にならないのかなと、そういうふうに思います。そういうことですから、それは、これはこれ以上言いませんけれども、それから2番目については協議会が、議会閉会后各町、今議会やっていますので、議会閉会后協議会を持って、一括新ひだか町で基金で管理するという確認されているということですので、分かりました。

それから、基金の増減の関係、我が町のお金として処理するということについて、これかなり表現長くなったり、難しくなったりというか、どこまで町民の方が興味持っているかということもあるのですけれども、これについてもそういうことであれば最初しっかりと、3回に分けて20億5,500万円入るということですので、一遍に20億円増えるわけでもないですけれども、しっかりと説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、5億円の中の2億5,000万円の関係で財政規模とバス転換の関係性、これはそういうふうに決めたのだということですから、そうなのかと思うしかないのですけれども、どんな理由でそうなったのでしょうか。財政規模で分けようやというか、分配しようやというのがどういふことなのでしょう。

○議長(福嶋尚人君) 柴田企画課長。

○企画課長(柴田 隆君) 5億円の分配方法の話かと思っておりますけれども、これについても7町の中でいろいろ議論がありまして、なかなかすんなり決まりませんでした。このJR問題にかかわ

らず、もともと7町で例えば負担すべき経費が出てきたときの基本的な分配のルールとして町村会で定めている配分方法がありまして、通常は負担するときにその負担額を分けるために用いているのですけれども、今回はお金いただくほうですので、どうしようかと。最初は分けるときと同じように、負担するときの計算と同じようにその計算式で分配するのが、もらうときも払うときもその計算式でやるのがいいのではないのかという議論もありました。その中で、地域振興というものに対して5億円ですけれども、今回の日高線廃線というのが一つの大きな要因としてある中で、JR駅がもともとあった町となかった町ではやはり違うのではないかという議論が出てまいりました。そんな中で、議論があった中で、間取ったような形ですけれども、では半分はいつもどおり町村会の分け方で分けましょうと。残り半分は鉄道駅あった町に配慮しましょうということで、最終的にこのような計算式に落ち着いたところでございます。これで正しいとか、そういうことでなくて、協議の結果そうなったということでございます。

○議長(福嶋尚人君) 2番、川端君。

○2番(川端克美君) いろいろ御説明されているのですけれども、なかなか、そういうことになったのだということだけは分かりましたけれども、どうしてそうなったのかということについては私自身ちょっと理解できないというか、よく分からない。よく分からないまま質問を今しているのですけれども、19年以降についてはまだまだ先のことだから言えないということになるのでしょうか。どうなのですか。

○議長(福嶋尚人君) 柴田企画課長。

○企画課長(柴田 隆君) 先ほども壇上で申し上げましたが、極端な話しすれば乗客がゼロになっても18年間維持していけるわけではありませんので、当然乗らなくなった路線は何らかの手を加えていかないと背負い切れなくなるという状況がございます。その中で、今日午前中もお話した人口減少の状況もある中で、恐らく乗客の増というのはなかなか非現実的なのだろーと思えます。そんな中で、先ほど18年間の資金として20億5,500万円積算したと申しましたけれども、積算の根拠のベースとなった収支状況ぐらいに収めるためには、やはりこれから利用を増やしていかなければならないと。それでもかなわないところはやり方を変えるのか、縮小するのか、廃止するのか、様々な手法について議論をしていかなければなりませんので、我々今を管理している者の責任としましては、19年後から先は知らないよということでは無責任過ぎると思えますので、19年先の時代にきちんとお渡しできる形、サイズにしていく必要があるのかなというふうに考えておりますので、今時点ではなかなか何町幾ら、何町幾らですということの説明は難しいということ申し上げたところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 2番、川端君。

○2番(川端克美君) 何を言ってもこれ以上答弁というか、私が納得するような、分かったよというような答弁にならないかなというふうに思いますので、これについては終わります。ただ、本当によく分からないなというふうに思います。

それから、もう一点、JRの施設の関係なのですけれども、私も毎日踏切通るのですけれども、踏切、今、もちろん踏切ですから、レールあります。このレールの処分を、処分というか、鉄道をまた再利用する有効な策があるのかなんとかということであれば別ですけれども、そうでなければ自動車交通が主ですから、早急に整備をしていただくようにJRと話し合っていたきたいなというふうに思います。その点についてどうでしょう。

○議長(福嶋尚人君) 柴田企画課長。

○企画課長(柴田 隆君) 踏切道のことおっしゃっているのでしょうか。今車の通行に支障のあるところのお話をされているのかなと受け取ったのですけれども、基本的にJRの線路につきまして町が所有するとなれば、取得するとなれば町がどう管理するのかというお話ですけれども、町が頂かないということであれば所有はJRのままになります。その後、今JRの財政状況も含めてそこに資金をかけて鉄路の撤去に進むとは考えづらい状況にございまして、恐らくそのまま存置かなと思っております。ただし、道路と交差している踏切道のところにつきましては、当然平らな道路の状態に戻していただくということで、線路を撤去し、舗装するということですが、管内、相当な箇所がありまして、数がありまして、それについては順次やっていくということで協議を進めているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 2番、川端君。

○2番(川端克美君) 私の言ったのも線路の踏切のところですか。踏切の部分です。全部の線路がどうだこうだということ言っているわけでありませんので、その辺り必要性というのですか、状況よく調査した上でJRと早急に話し合っていたいただきたいなというふうに思います。

これで私の一般質問を終了いたします。

〔何事か言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 静かにしてください。

◎延会の議決

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長(福嶋尚人君) 本日はこれで延会いたします。

どうも御苦労さまでした。

(午後 3時45分)